

高岡市教育委員会 2 月定例会議事日程

日時：令和 7 年 2 月 26 日（水）13:30～

場所：高岡市役所 8 階 803 会議室

日程第 1 前回会議録の承認（1 月定例会）

日程第 2 教育長報告

日程第 3 報告第 1 号 臨時代理の報告について

（高岡市議会 3 月定例会に提出する議案に対する意見について）

報告第 2 号 臨時代理の報告について

（高岡市議会 3 月定例会に追加提出する議案に対する意見について）

日程第 4 その他

高岡市教育委員会令和7年1月定例会会議録

1. 開議・閉議年月日及び場所

令和7年1月29日(水)
開会 午後1時30分
閉会 午後1時55分
高岡市役所8階803会議室

2. 教育長及び教育長職務代理者

教 育 長	近 藤	智 久
職務代理者	長 尾	順 子

3. 出席委員の氏名

1 番	藤 重 歩
2 番	長 尾 順 子
3 番	成 瀬 隆 倫
4 番	永 岩 聡
教育長	近 藤 智 久

4. 事務局出席者

教育次長	村 上 彰
教育総務課長	津 幡 佳 成
教育次長(事)学校教育課長	津 田 久
生涯学習・スポーツ課長	澤 田 剛 章
文化財保護活用課係長	佐 伯 貴 之
教育委員会参与	鳥 内 禎 久
教育センター所長	高 松 毅

5. 傍聴者

なし

6. 書記の氏名

高 山 篤 志
表 野 春 香

【議事日程】

日程第 1 前回会議録の承認（12 月定例会）

日程第 2 教育長報告

日程第 3 議案第 1 号 高岡市荻布奨学金支給審査委員会委員の委嘱について

日程第 4 その他

会 議 要 旨

令和7年1月29日（水）

午後1時30分、近藤教育長が開会を宣して議事審議に入る。

〔日程第1〕 前回会議録の承認

□ 先の12月定例会の会議録について、全出席委員が確認し、これに異議がなく、会議録として承認した。

〔日程第2〕 教育長報告

【学校教育課】

- ・2月行事予定（資料No.1）
- ・令和6年度卒業式、令和7年度始業式、終業式、入学式等の期日について（資料No.2）

【生涯学習・スポーツ課】

- ・2月行事予定（資料No.3）
- ・令和7年高岡市二十歳の集いの開催結果について（資料No.4）

委 員：来年度の学校の始業式が、通常より1日後ろ送りの予定とのこと。現場としては、新学期の準備等を含め、大変ありがたいと思う。来年度以降も継続する予定はあるか。

事務局：年度替わりの様々な準備期間として1日後ろ送りとした。来年度以降もこの形で継続していく予定。

委 員：二十歳の集いについて。前回は5月に実施されており、そのときも、通常の1月開催と5月開催のどちらがよいのかという話題が上がっていたと思う。その時のアンケートでは、1月開催が良いという意見が多かったと聞いているが、今回は何か意見が出ているか。1月開催だと、大学生は短期間に2回帰省する必要があるとの声もあったと思う。

事務局：そのような声もあったが、今回の意見聴取においては、集計の途中段階ではあるが、5月開催を望む声は1割程度であり、1月開催を望む声が大半を占めている状況。

委 員：5月開催では、特に大学の運動部などにおいては、活動が入るため帰省ができないという意見がある。

事務局：また、勤務されている方にとっては、仕事が休みかどうか分からず、予定が決

まりにくいといった声も聞かれているところ。

□ 全出席委員ほかに異議がなく、報告のとおり了承した。

〔日程第3〕 議案第1号 高岡市荻布奨学金支給審査委員会委員の委嘱について

□ 全出席委員これに異議がなく、原案のとおり了承した。

〔日程第4〕 その他

委 員：他市において、サーバー内に保存してあった児童生徒へのアンケート調査の結果が閲覧できる状態にあったとの報道があった。こんなことがあるのかという印象を受けている。

事務局：本市においては、個人情報載せていない。アンケート結果などは原則紙で取り扱っている。消し跡や書き跡などから読み取れる心情もあり、一人一人に寄り添うためにも紙ベースで対応している。

委 員：いじめなどの繊細な問題を取り扱うには、普段見えないところを見ていくことが重要である。

委 員：間違い、ミスは誰にでも起こり得る。デジタル機器を活用していく際には、ダブルチェックはもちろん、可能であればシステム上の仕組みを取り入れていく必要もあると思う。

教育長：本市においては個人情報の取扱いはしっかりと行われており、例えばシステムにおける欠席連絡にしても、その理由は個人情報のため記載不要としている。

事務局：システムを用いて児童生徒の意見などを集める場合もあるが、そのフォルダは、デジタルノートブックに登録してある児童生徒、先生しか開くことができなくなっている。ミスは誰にでも起こり得るが、今回のケースで言えば、管理職や教育委員会に情報が共有されていなかったことが問題であると考えている。このことは、校長会を通じて各学校長に共有を図ったところである。

委 員：デジタルノートブックへの登録は、誰でも可能なのか。

事務局：学年やクラス単位など、デジタルノートブックへ登録可能な者は限定されており、かつ個人情報は載せていない。

教育長：所管課には、原因の分析とともに、市の運用を改めて確認するよう指示している。新年度には端末の更新が控えていることもあり、同じような事象が起こり得る可能性はあるという思いを持って、新端末においても現在の運用を確実に浸透させていく。

委 員：アタッチメントについての講演を聴く機会があった。アタッチメントとは、親が子どもを抱きしめてやるようなことだと認識していたが、講演では、それだけではなく、子どもに安心感を与えることであるとのこと。その役割は親に限

らず、学校の先生や地域の方々でもある。かと言って、現状、学校の先生にそこまでを求める時間があるとは考えにくいのかもしれないが、やはり、一人一人の子どもに寄り添っていく姿勢が大切なのだと感じた。

事務局：例えばいじめの問題に関して言えば、被害者側のケアはもちろん重要だが、行為者側のケアも同じように重要となってくる。子どもの生活時間の多くが学校である。アタッチメントの意識を持ち、子どもからの様々なサインをしっかりと受け止めていく姿勢が大切である。

☐ 他に意見はなく、了承した。

午後 1 時 55 分、議事が終了したので教育長が閉会を宣した。

教育長報告

【教育総務課】

- ・児童・生徒1人1台の学習専用端末の更新について（資料No.1）

【学校教育課】

- ・3月行事予定（資料No.2）
- ・高岡市学校給食費負担軽減事業について（資料No.3）

【生涯学習・スポーツ課】

- ・3月行事予定（資料No.4）
- ・高岡市人工芝フィールドの供用開始について（資料No.5）
- ・高岡市スポーツ施設活用・配置計画（案）に対する意見募集結果について（資料No.6）

【文化財保護活用課】

- ・高岡市文化財保存活用地域計画（案）のパブリックコメントに対する意見募集結果について（資料No.7）

児童・生徒 1 人 1 台の学習専用端末の更新について

令和 2 年度に導入した児童・生徒 1 人 1 台の学習専用端末について、安定的な ICT 教育環境の維持と、学びの質の向上のため更新を行う。

端末の選定にあたっては、OS を Google chrome とし、富山県及び県内全市町村で構成する協議会が主催する公募型プロポーザルの実施により、優先交渉権者を決定した。

1 概要

- ・購入台数 12,089 台（児童・生徒＋予備機 15%）
- ・購入の価格 663,565,210 円（税込）（1 台／54,890 円）
- ・購入の相手方 富山市総曲輪 1 丁目 5 番 24 号
三谷産業株式会社情報システム事業部

2 OS の選定理由

- ・操作が容易 : 端末の操作が容易で低学年児童も利用しやすい。
- ・代替機をすぐに使用可能 : 端末故障時に、代替機をすぐに利用できる。
児童生徒の手元に端末がない時間を作らない。
- ・高度なセキュリティ : ウイルス感染のリスクが低いため、児童・生徒が安心して使用できる。
- ・安定利用 : 導入後 5 年程度でも安定して動作する。
- ・教員の負担軽減 : 端末の設定作業が不要なため、現行端末のように教員の業務を圧迫しない。

3 今後のスケジュール

- 令和 7 年 3 月 市議会 3 月定例会において財産取得議案の議決後、
事業者と本契約を締結
- 7 月～9 月末 端末を各学校に納入
(実際の納入時期については事業者と調整中)

※ こまどり支援学校は令和 8 年度に更新予定

3 月 主 要 行 事 予 定 表 (仮)

高岡市教育委員会 学校教育課（2024 年度）

日	曜	全 体 関 係	小 学 校・国吉義務教育学校(前期)						中 学 校 国吉義務教育学校(後期) こまどり支援学校	教育センター 少年育成センター	日
			第 1 国吉 五位 福岡	第 2 博 労 高岡西部 南条 木津	第 3 成美 万葉 能町	第 4 高陵 下関 二塚 野村	第 5 伏木 古府 牧野 太田	第 6 戸出東部 戸出西部 中田			
1	土										1
2	日										2
3	月		児五位 祝国吉義務			児高陵 二塚・野村	児祝伏木 児古府		保こまどり		3
4	火		祝福岡	恩南条		恩下関	児太田 祝伏木・牧野 恩古府			地区相談会⑩	4
5	水				祝成美	恩二塚 野村		恩戸出西部			5
6	木	学校保健会理事会 県立高等学校一般入試			恩能町		恩太田 牧野				6
7	金	小学校長会			児万葉 創能町						7
8	土										8
9	日										9
10	月			児南条 木津・博労	児能町	児野村		児戸出西部	保こまどり：卒業生 （～11） 祝志貴野	適卒業・進級を祝う会	10
11	火	県立高等学校追検査	児福岡						祝高岡西部		11
12	水							児戸出東部	恩中田・国吉義務・高陵 戸出		12
13	木	中・義務（後期）・特支 卒業式									13
14	金	県立高等学校合格発表									14
15	土										15
16	日										16
17	月	小学校・義務（前期） 卒業式							ス福岡		17
18	火		児国吉義務	児高岡西部	児成美				講国吉義務 保こまどり：在校生 （～19）		18
19	水					児下関	児牧野				19
20	木	（春分の日）									20
21	金	中学校教頭会 3 学期給食終了							ス芳野		21
22	土										22
23	日										23
24	月	第 3 学期終業式・修了式								適終業式・修了式	24
25	火	学年末休業開始									25
26	水	定例教育委員会									26
27	木										27
28	金	小・組織校長会									28
29	土										29
30	日										30
31	月										31

創 創立記念日（式） 児 地区別児童会 恩 謝恩式・感謝の集い 祝 卒業を祝う会、送る会 適 適応指導教室
講 出前講座(授業)・講演会・講習会 ス スポーツ大会・球技大会等 保 保護者会

【令和 7 年度 4 月予定】
4 月 7 日（月） 小・中・義務教育・特別支援学校 1 学期始業式
4 月 8 日（火） 小学校・義務教育学校 入学式
4 月 9 日（水） 中・特別支援学校 入学式

資料No.3

定例教育委員会資料
令和7年2月26日
学 校 教 育 課

高岡市学校給食費負担軽減事業について

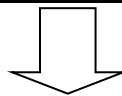
学校給食費については、長引く物価高騰や給食実施回数が増加する中、栄養バランスのとれた献立や必要な摂取エネルギーを維持するため、令和6年度に学校給食費を改定した。

令和6年度は、子育て世帯への支援対策として、一般の児童生徒の家庭に対し「高岡市学校給食費負担軽減事業」を実施し、学校給食費の一部を補助することで、保護者への経済的負担軽減を図った。令和7年度は補助額を変更し、継続して同事業を実施する。

1 令和7年度児童生徒学校給食費及び徴収額

※年度末に徴収額調整

令和6年度	学校給食費	徴収額	市補助額	
小学校月額	5,800円	5,400円	400円	R5→R6 増額分の 半額
中学校月額	6,800円	6,300円	500円	



令和7年度	学校給食費	徴収額	市補助額	
小学校月額	5,800円	5,600円	200円	R5→R6 増額分の 1/4 額
中学校月額	6,800円	6,550円	250円	

<参考>

令和5年度学校給食費 小学校 5,000円、中学校 5,800円

2 学校給食費負担軽減事業費 要求額 22,633 千円

一般の児童生徒の家庭への補助額 小 200 円/月・中 250 円/月

小学校 6,300 人×200 円×11 ヶ月 = 13,860 千円
 中学校 3,190 人×250 円×11 ヶ月 = 8,773 千円
 22,633 千円

令和7年3月主要行事予定（スポーツ関係） 生涯学習・スポーツ課

施設名		時間	行事日程
日	曜日		

城光寺野球場・城光寺補助競技場

1,2,8, 9,15,16,22, 23	土・日	8:00～	万葉旗争奪ジュニア野球大会(22, 23日予備日)
29, 30	土・日	8:00～	高松宮賜杯一部・二部野球大会

城光寺陸上競技場

20	木・祝	8:00～14:00	中体連春季記録会
----	-----	------------	----------

スポーツコア（人工芝フィールド）

16	日	10:00～12:00	高岡市人工芝フィールド落成式及び記念イベント
----	---	-------------	------------------------

スポーツコア（テニスコート）

15,16	土・日	9:00～18:00	北信越高校ソフトテニス春季研修大会
-------	-----	------------	-------------------

東洋通信スポーツセンター（高岡市民体育館）

2	日	9:00～16:00	高岡市冬季フレッシュテニス大会
16	日	9:00～12:00	谷口浩美氏による講演会&ランニング教室

竹平記念体育館

1,2	土・日	7:30～21:00	北信越小学生バドミントン大会
9	日	8:00～17:00	全北陸ジュニア空手道選手権大会
15,16	土・日	8:00～21:00	高岡オープン卓球大会(ジュニア～一般)
22,23	土・日	7:30～21:00	NEW FACE CUP BADMINTON Junior High School Open 2025
29,30	土・日	8:00～17:00	高岡市ジュニアオープンバドミントン大会(小学生)

令和7年3月主要行事予定（文化関係） 生涯学習・スポーツ課

施設名		時間	行事名
日	曜日		

生涯学習センター事業

1・8・15	土	10:00～11:00	小中学生対象講座 能楽講座 講師：山崎 健（仕舞・歌謡） 上田 博（太鼓） 瀬賀 尚義（笛） 開催場所：文化芸能館3階『能舞台』 定員 各15名
7	金	14:00～15:30	はじめての万葉集「万葉の木と花」 「サクラ（桜）」 講師：田中 夏陽子（高岡市万葉歴史館副主幹研究員） 開催場所：生涯学習センター5階 研修室503 定員 50名 ※全5回（内1回は1月に実施、3回は2月に実施）
5	水	14:00～15:30	高岡の歴史文化を学ぶ 「伊勢信仰2－高岡地域での広まりの跡をさぐる－ 坂下町の古木太神宮の夏祭りから」 講師：晒谷 和子（高岡市立博物館元館長） 開催場所：生涯学習センター5階 研修室503 定員 50名 ※全2回（内1回は2月に実施）

福岡歴史民俗資料館事業

14	金	10:00～11:30	古文書講座「古文書から地元の歴史を学ぶ」 講師：仁ヶ竹 亮介（高岡市立博物館 主幹） 開催場所：ふくおか総合文化センター（Uホール）第1研修室 定員 20名 ※全4回（内1回は1月に実施、2回は2月に実施）
----	---	-------------	---

ふくおか総合文化センター（Uホール）事業

22	土	14:00～15:00	快眠ヨガ 講師：井林 麻記子 開催場所：ふくおか総合文化センター（Uホール）研修室2 定員：15名 受講料：1,000円 ※3月7日（金）午前9時から申込受付開始
----	---	-------------	--

高岡市人工芝フィールドの供用開始について

令和５年度より照明設備設置工事及び人工芝化改修工事を行ってまいりました「高岡市イベント広場」（高岡スポーツコア内）が、令和７年４月１日より「高岡市人工芝フィールド」として供用開始いたします。

1. 施設概要

- ・人工芝 9,684 平方メートル(約 80 メートル×約 120 メートル)
【サッカー 1 面、少年サッカー 2 面、フットサル 4 面、ラグビー 1 面】
- ・夜間照明設備

夏場のグラウンドの表面温度上昇を抑制する環境に配慮した天然素材の充填剤や衝撃吸収性の向上や疲労を軽減させるアンダーパッドを導入しました！



2. 落成式及び記念イベント

供用開始に先立ち、落成式及び記念イベント（高岡市人工芝フィールド完成記念小学生PK トーナメント選手権）を開催いたします。

- ・日時：令和7年3月16日（日） 落成式 10:00～10:30
記念イベント 10:45～
- ・場所：高岡市イベント広場（高岡スポーツコア内）

高岡市スポーツ施設活用・配置計画（案）に対する意見募集結果について

高岡市スポーツ施設活用・配置計画（案）に対する意見募集が2月7日（金）に終了したので、その結果を報告するもの。

1 意見募集の概要

- (1) 意見募集期間 令和7年1月24日（金）から2月7日（金）まで
(2) 募集方法 富山県電子申請サービス、電子メール、ファクシミリ
郵送、持参、本庁舎・4支所（伏木・戸出・中田・福岡）で投函

2 提出された意見について

(1) 提出者数

提出者数	29 人
富山県電子申請サービス	16 人
電子メール	13 人
ファクシミリ	0 人
郵送	0 人
持参	0 人
意見箱へ投函	0 人

(2) 意見への対応結果

意見数		40 件
区分	◎：計画に反映	1 件
	○：意見を踏まえた計画の策定を行っている	25 件
	□：その他（要望など）	14 件

(3) 意見の対象項目等

意見の対象項目		意見数	意見No.
第 3 章	方針1 スポーツ環境の充実		
	(1)生涯スポーツ活動における施設		
	① 予約システム・スマートロックの導入	4	4,5,9,10
	② 地域におけるスポーツ参画機会の充実	2	2,7
	(2)誰もが楽しめるインクルーシブなスポーツ施設		
	①「心・情報面・物理的」のバリアフリー化	1	6
	②多様なスポーツに触れる機会・場所の提供	2	3,8
	方針2 交流拠点としてのスポーツ施設の充実と計画的な整備		
	①竹平記念体育館サブアリーナ	8	13,14,15,16,17,22,23,24
	②(仮)総合体育館	3	19,20,21
	③その他	3	11,12,18
	方針3 持続可能な施設運営		
	(1)経費の効率化	1	25
	(2)受益者負担	2	26,27
第 4 章	各スポーツ施設の計画(各論)		
	・弓道場	2	29,32
	・万葉スポーツセンター	1	34
	・城光寺野球場	1	37
計画全体		1	1
その他(要望)		9	28,30,31,33,35,36,38,39,40

(4) 意見の内容 … 別紙意見一覧表参照

【内容】

No	対象 ページ等	意見の内容（要旨）	市の考え方・計画への反映等	区分
1	計画全体	インクルーシブ、アーバンスポーツなどの言葉を使用するのであれば、注釈を入れてはどうか。	いただきましたご意見を踏まえ、注釈を加えることといたします。	◎
2	第3章 計画の基本方針 方針1 スポーツ環境の充実	最近、閉じこもりの生活をするようになり、近くのモールへ行き散歩するのが精一杯である。 高齢者向けの体操教室へ参加したいが場所が遠い。 お世話できる元気もないため、公民館等の施設で継続して参加できる活動をお願いしたい。	本計画では、第3章方針1「(1)生涯スポーツ活動における施設『②地域におけるスポーツ参画機会の充実』」で、市民の誰もがスポーツ活動を「知る」「体験する」「楽しむ」ことができるよう、スポーツ体験やスポーツイベントや教室等の情報の周知・提供について取り組んでいくこととしています。	○
3	第3章 計画の基本方針 方針1 スポーツ環境の充実	閉校となった学校の体育館にスケートボード練習場を作ってほしい。	本計画では、第3章方針1「(2)誰もが楽しめるインクルーシブなスポーツ施設『②多様なスポーツに触れる機会・場所の提供』」で、ニュースポーツ体験や教室開催、中心市街地周辺でのアーバンスポーツ施設整備等による、幅広い世代での機会創出に取り組んでいくこととしています。	○
4	第3章 計画の基本方針 方針1 スポーツ環境の充実 方針3 持続可能な施設運営	ボールパーク(特にサブグラウンド)の利用率が低いと感じるので、利用料金を引下げ、特に学童や生徒のサッカー、野球やグラウンドゴルフ等の大会等を増やし、稼働率上げれば周辺の賑わいにも寄与するのではないかとにかく子どもたちに大いに利用してほしい。	本計画では、第3章方針1「(1)生涯スポーツ活動における施設『①予約システム・スマートロックの導入』」で、予約システムを導入し、予約方法のルール化、施設利用機会の拡大、稼働率向上を図ることとしています。 一方、第3章方針3「(2)受益者負担」で、施設を維持・管理していくためには、受益者負担割合を示した上での料金の見直しを進めることとしています。 受益者負担割合につきましては、今回のご意見を参考に検討させていただきます。	○
5	第3章 計画の基本方針 方針1 スポーツ環境の充実	各施設共通の予約システムを導入し、空いている時間と施設が検索できるようにしてほしい。	本計画では、第3章方針1「(1)生涯スポーツ活動における施設『①予約システム・スマートロックの導入』」で、予約方法のルール化、施設利用機会の拡大、稼働率向上を図るため、各施設共通の予約システムを導入することとしています。 システムの導入にあたっては、システム上で予約状況等を確認できるよう配慮いたします。	○

【内容】

No	対象 ページ等	意見の内容（要旨）	市の考え方・計画への反映等	区分
6	第3章 計画の基本方針 方針1 スポーツ環境の充実	県内では、障がい者が利用できる体育館が少ない現状であり、誰もが楽しめるインクルーシブなスポーツ環境を提供していくことは必要である。	本計画では、第3章方針1「(2)誰もが楽しめるインクルーシブなスポーツ施設」で、スポーツを通じて、年齢、障がいの有無、国籍等を問わず多様な方が集まり易く、誰もが一緒に活動ができる「場づくり」を進めるため、インクルーシブな視点を持ち、既存施設の「心」「情報面」「物理的」の3つのバリアフリー化を図ることとしています。 また、近年若年層を中心に関心が高まっているアーバンスポーツや、年齢・体力に関わらず誰もが楽しめるニュースポーツなど、市民が生涯にわたって多様なスポーツに親しむことができる環境の提供に努めることとしています。	○
7	第3章 計画の基本方針 方針1 スポーツ環境の充実	第3章方針1（1）について、既存施設を利用して利用者ニーズ（競技人口）に対応するためにも、「既存施設の他種目利用の実現」を明記いただきたい。（例：竹平体育館でのバスケ、トレセンや学校施設でのフットサル利用）	どこの体育館でも実施できる種目の制限がないようにしてほしいとのご意見として受け取らせていただきます。 本計画では、第3章方針1「(1)生涯スポーツ活動における施設『②地域におけるスポーツ参画機会の充実』」において、誰もがスポーツ活動を「知る」「体験する」「楽しむ」ことができるよう取り組みを進めていくこととしています。 ご意見のありました「既存施設の他種目利用の実現」については、施設によっては使用できない競技もあることから、ホームページや施設内に掲示するなどの周知が必要と考えております。	□
8	第3章 計画の基本方針 方針1 スポーツ環境の充実	第3章方針1（2）について、ニュースポーツ体験や教室の実施の推進に合わせ、ある程度パッケージ化したものを地域で実施する等、地域間で差が出ないようなスポーツ活動を推進いただきたい。（住民運動会に変るスポーツ参加イベントの実施）	本計画では、第3章方針1「(2)誰もが楽しめるインクルーシブなスポーツ施設『②多様なスポーツに触れる機会・場所の充実』」で、年齢・体力に関わらず誰もが楽しめるニュースポーツの体験や教室を開催するなど、市民が生涯にわたって多様なスポーツに親しむことができる環境の提供に努めることとしています。 また、令和5年4月策定の「第2期高岡市スポーツ推進プラン」の「基本目標5スポーツを通じた地域の活性化『基本施策(1)様々なスポーツ関係団体との連携による地域スポーツの活性化』」で、地域の体育振興会やスポーツ推進委員と連携し、地域住民が身近な施設でライフステージに応じて参加できるスポーツ教室や競技会の開催をはじめ、市民が気軽に参加できるスポーツ機会の充実に努めることとしています。	○

【内容】

No	対象 ページ等	意見の内容（要旨）	市の考え方・計画への反映等	区分
9	第3章 計画の基本方針 方針1 スポーツ環境の充 実	良い計画になっている。 計画に基づいて、予約システムやスマートロックを導入した際は、いかに市民の皆様へアピールしていくかが大切である。	いただきましたご意見のとおり、積極的に市民の皆様への情報発信に努めてまいります。	□
10	第3章 計画の基本方針 方針1 スポーツ環境の充 実	予約システムの導入にあたっては、一つの団体が同じ日・同じ時間で複数の施設を予約できないように配慮してほしい。 また、予約した後で使用しなくなった場合、他の利用者が利用できるようキャンセルを徹底させてほしい。そのためには無料施設の有料化も必要ではないか。	本計画では、第3章方針1「(1)生涯スポーツ活動における施設『①予約システム・スマートロックの導入』」で、予約方法のルール化、施設利用機会の拡大、稼働率向上を図るため、各施設共通の予約システムを導入することとしています。 また、第3章方針3「(2)受益者負担」で、受益者負担の観点から無料施設の有料化への見直しと、既に利用料金を徴収している施設についても、受益者負担割合を示した上での料金の見直しを進めることとしています。 予約システムの導入にあたってはご意見を踏まえ、対応してまいります。	○
11	第3章 計画の基本方針 方針2 交流拠点としての スポーツ施設の充 実と計画的な整備	市民が利用するプールは、「県営高岡プール」が二上地区にすでに存在しているので、交通の利便性の良い場所に体育施設またはトレーニングジムを建設してほしい。	本計画では、第3章方針2の考え方として「市民が生涯にわたってスポーツに親しむことのできる場を将来においても提供されるよう、既存施設の適正な維持・管理・修繕を行うとともに、施設の計画的な更新に努める」としています。 いただいたご意見は、今後具体的な事業を検討する際の参考とさせていただきます。	○
12	第3章 計画の基本方針 方針2 交流拠点としての スポーツ施設の充 実と計画的な整備	フィットネスジム、25メートルプール施設を増やしてほしい。高岡市内施設のマシーンはどれも古い。 また、エアコン完備の体育施設、天気に関係なく使えるスポーツ施設、屋内テニスコートが必要である。	本計画では、第3章方針2の考え方として「市民が生涯にわたってスポーツに親しむことのできる場を将来においても提供されるよう、既存施設の適正な維持・管理・修繕を行うとともに、施設の計画的な更新に努める」としています。 いただいたご意見は、今後具体的な事業を検討する際の参考とさせていただきます。	○

【内容】

No	対象 ページ等	意見の内容（要旨）	市の考え方・計画への反映等	区分
13	第3章 計画の基本方針 方針2 交流拠点としての スポーツ施設の充 実と計画的な整備	竹平記念体育館は駐車場が少なく交通の利便性も悪いため、サブアリーナを建設する意義を見出せない。 資材高騰が続く中、中途半端なサブアリーナを建設すると、総合体育館の建設はどんどん遅れていくのではないかと。 新高岡駅を中心とした、広い駐車場が確保できる町づくりを真剣に考えてはどうか。	本計画では、第3章方針2で、早い段階での東洋通信スポーツセンターの代替施設が必要となる中で、竹平記念体育館やUホールアリーナの既存施設が中長期的な利用が可能であることから、これらの施設を最大限に活用するため、将来的な（仮）総合体育館の建設までの段階的な対応として、竹平記念体育館にサブアリーナを併設することとしています。 竹平記念体育館にサブアリーナを併設することにより、一般利用において2つのアリーナを別々に複数の団体・個人が利用できるなど、利用の幅が広がり、施設稼働率の高まりも期待できます。 また、大会を開催する場合には、会場を分散することなく両アリーナを同時に使用して複数の試合を展開したり、サブアリーナを練習会場にしたりするなど、多様な運営が可能となり、新たな大会誘致が期待できます。 スポーツコア全体については、市民ニーズを踏まえ、ポテンシャル向上につながるよう検討を進めてまいります。	○
14	第3章 計画の基本方針 方針2 交流拠点としての スポーツ施設の充 実と計画的な整備	将来的にスポーツコアに併設するかたちで新総合体育館を建設することは賛成である。しかし、それまでの繋ぎとして竹平記念体育館にサブアリーナを建設することには反対である。サブアリーナ建設予定地の竹平体育館敷地内は駐車スペースが著しく限られており、また交通の利便性が悪いことから候補地としては相応しく無いと考える。	本計画では、第3章方針2で、早い段階での東洋通信スポーツセンターの代替施設が必要となる中で、竹平記念体育館やUホールアリーナの既存施設が中長期的な利用が可能であることから、これらの施設を最大限に活用するため、将来的な（仮）総合体育館の建設までの段階的な対応として、竹平記念体育館にサブアリーナを併設することとしています。 竹平記念体育館にサブアリーナを併設することにより、一般利用において2つのアリーナを別々に複数の団体・個人が利用できるなど、利用の幅が広がり、施設稼働率の高まりも期待できます。 また、大会を開催する場合には、会場を分散することなく両アリーナを同時に使用して複数の試合を展開したり、サブアリーナを練習会場にしたりするなど、多様な運営が可能となり、新たな大会誘致が期待できます。 ご意見のありました駐車場の確保については、これまでも大きな大会の際には、近隣の駐車場を借りるなどの対応を行ってきており、引き続き、協力依頼をしております。	○

【内容】

No	対象 ページ等	意見の内容（要旨）	市の考え方・計画への反映等	区分
15	第3章 計画の基本方針 方針2 交流拠点としての スポーツ施設の充 実と計画的な整備	スポーツコアを含む駅南地区は新高岡駅があり、また、小杉IC及び高岡ICから近く、市内外からのアクセスに優れており、各種商業施設にも隣接していることから人が集まりやすい立地であり、新高岡駅等を中心に各種施設を集約するかたちで街づくりを加速させるべきと考える。 このことからサブアリーナ建設に予算を充てることなく、新総合体育館の新設に財源を注ぎ、新高岡駅やスポーツコアを中心とした駅南地区への体育施設の集約を最優先することを考えるべきである。	本計画では、第1章「1計画の策定趣旨」で、本市に限らず全国の自治体を取り巻く状況として、人口減少や生産年齢人口の減少に伴う歳入の減少が予想される中、規模・機能性や経済性といった既存施設の現状・課題などについて把握を行うとともに、将来にわたり誰もが気軽にかつ快適に利用できる場を確保していくため、効率的に維持・整備・廃止等を検討し、判断していく必要があると明記しています。 そのため第3章方針2で、早い段階での東洋通信スポーツセンターの代替施設が必要となる中で、竹平記念体育館やUホールアリーナの既存施設が中長期的な利用が可能であることから、これらの施設を最大限に活用するため、将来的な（仮）総合体育館の建設までの段階的な対応として、竹平記念体育館にサブアリーナを併設することとしています。 その他のご提案については、市民ニーズを踏まえ、スポーツコア全体のポテンシャル向上につながるよう検討を進めてまいります。	○
16	第3章 計画の基本方針 方針2 交流拠点としての スポーツ施設の充 実と計画的な整備	東洋通信スポーツセンター（高岡市民体育館）が使えなくなると、さらに会場争奪戦が激しくなると思われるので、重要な大会やイベントの優先順位などを協議できる仕組み作りもあるとうれしい。	本計画では、第3章方針2で、早い段階での東洋通信スポーツセンターの代替施設が必要となる中で、竹平記念体育館にサブアリーナを併設することとしています。 また、第3章方針1「生涯スポーツ活動における施設『①予約システム・スマートロックの導入』」①予約方法のルール化、②施設利用機会の拡大、③稼働率向上を目的に予約システムの導入を行うこととしています。 いただきましたご意見については、導入時に施設管理者と協議を行いルール化してまいります。	○

【内容】

No	対象 ページ等	意見の内容（要旨）	市の考え方・計画への反映等	区分
17	第3章 計画の基本方針 方針2 交流拠点としての スポーツ施設の充 実と計画的な整備	竹平記念体育館サブアリーナについては、どこまでの大会を開催できるのかを明確にしてはどうか。 全国大会などを誘致するには体育館だけではなく、駐車場や交通インフラ整備を同時に行う必要がある。 また、体育館内に会議室などの付帯設備や、武道・ボクシング・レスリングなどの競技が利用できるのかも検討が必要と考える。	本計画では、第3章方針2で、早い段階での東洋通信スポーツセンターの代替施設が必要となる中で、竹平記念体育館にサブアリーナを併設することとしています。 竹平記念体育館にサブアリーナを併設することにより、大会を開催する場合には、会場を分散することなく両アリーナを同時に使用して複数の試合を展開したり、サブアリーナを練習会場にしたりするなど、多様な運営が可能となり、新たな大会誘致が期待できます。 ご意見のありました駐車場や交通インフラについては、これまでも大きな大会の際には、近隣の駐車場を借りるなどの対応を行ってきており、引き続き、協力依頼をしてまいります。	○
18	第3章 計画の基本方針 方針2 交流拠点としての スポーツ施設の充 実と計画的な整備	第2章2（5）について、体育館で行うプロスポーツについては示されているが、アウトドアのプロスポーツ等（Jリーグ、野球）への対応についてはどう考えているのか。	令和5年4月策定の「第2期高岡市スポーツ推進プラン」の「基本目標5スポーツを通じた地域の活性化『基本施策(1)スポーツイベント等を活かした地域の活性化』」で、市民がプロスポーツ等に関心を持ち、様々な形でスポーツに関わっていくことができるよう、地域に根差したプロスポーツチーム等と連携したイベント等の充実や、プロスポーツチーム等が行う地域貢献活動を支援することとしており、市では富山サンダーバーズやカターレ富山等と連携しているところです。 ハード面では、本計画第3章方針2の考え方「既存施設の適正な維持・管理・修繕を行うとともに、施設の計画的な更新に努める」に基づき取り組みを進めてまいります。	○
19	第3章 計画の基本方針 方針2 交流拠点としての スポーツ施設の充 実と計画的な整備	（仮）総合体育館については、どこまでの大会を開催できるのかを明確にしてはどうか。 全国大会などを誘致するには体育館だけではなく、駐車場や交通インフラ整備を同時に行う必要がある。 また、体育館内に会議室などの付帯設備や、武道・ボクシング・レスリングなどの競技が利用できるのかも検討が必要と考える。	本計画では、第3章方針2で「（仮）総合体育館」の整備については、①プロスポーツやアマチュアスポーツの大会開催から、一般利用までの幅広い活用②市民ニーズに基づいた利活用の想定③プロスポーツ大会などの開催による賑わい創出の効果の観点等を踏まえ、本計画期間の後期に向けて計画策定を進めていくこととしています。	○

【内容】

No	対象 ページ等	意見の内容（要旨）	市の考え方・計画への反映等	区分
20	第3章 計画の基本方針 方針2 交流拠点としての スポーツ施設の充 実と計画的な整備	（仮）総合体育館について、竹平記念体育館メインアリーナが耐用年数を迎える頃の施設整備を目指し、施設規模・事業手法・建設時期等の検討を踏まえ、基本設計・実施設計工事を行うとのことであるが、できるだけ早期に着手していただきたい。	本計画では、第1章「4計画の弾力的な推進」で、計画策定後、社会状況等が大きく変化した場合には、必要に応じて弾力的に計画を見直すこととしており、柔軟に対応してまいります。	□
21	第3章 計画の基本方針 方針2 交流拠点としての スポーツ施設の充 実と計画的な整備	竹平記念体育館にサブアリーナを建設する計画となっているが、スポーツコアに（仮）総合体育館を建設する方が新高岡駅や高岡駅からも近く交通の便がよい。 また、雨天でも子供達があそべる屋根付き施設があれば、人が集まると思う。 さらに、テニスコートにも屋根を付けて欲しい。雨や雪が降るとせっかくのコートが活用されない。	本計画では、第1章「1計画の策定趣旨」で、本市に限らず全国の自治体を取り巻く状況として、人口減少や生産年齢人口の減少に伴う歳入の減少が予想される中、規模・機能性や経済性といった既存施設の現状・課題などについて把握を行うとともに、将来にわたり誰もが気軽にかつ快適に利用できる場を確保していくため、効率的に維持・整備・廃止等を検討し、判断していく必要があると明記しています。 そのため第3章方針2で、早い段階での東洋通信スポーツセンターの代替施設が必要となる中で、竹平記念体育館やUホールアリーナの既存施設が中長期的な利用が可能であることから、これらの施設を最大限に活用するため、将来的な（仮）総合体育館の建設までの段階的な対応として、竹平記念体育館にサブアリーナを併設することとしています。 その他のご提案については、市民ニーズを踏まえ、スポーツコア全体のポテンシャル向上につながるよう検討を進めてまいります。	○
22	第3章 計画の基本方針 方針2 交流拠点としての スポーツ施設の充 実と計画的な整備	竹平記念体育館にサブアリーナを併設する計画であるが、将来の（仮）総合体育館整備が控えていることを鑑みれば、外観などはできるだけシンプルなもので設計していただきたい。	建設の際には、いただきましたご意見を踏まえ、イニシャルコスト・ランニングコスト両方の費用を抑えられるよう工夫してまいります。	□

【内容】

No	対象 ページ等	意見の内容（要旨）	市の考え方・計画への反映等	区分
23	第3章 計画の基本方針 方針2 交流拠点としての スポーツ施設の充 実と計画的な整備	単に竹平記念体育館にサブアリーナを整備するだけでなく、竹平記念体育館を中心とするスポーツの街として整備し、周辺住民の憩いの場とともに持続的な施設運営を検討してはどうか。 そのためには、駐車場の確保も必要であるが、CO ₂ 削減の観点からもバスの運行ルートの見直しやシャトルバスの導入等の公共交通を拡充することも必要と考える。 ぜひ、将来の（仮）総合体育館を竹平記念体育館の横に建設し、体育館を拠点としたまちづくり（公園・飲食店）について検討いただきたい。	本計画では、第3章方針2で「（仮）総合体育館」の整備については、①プロスポーツやアマチュアスポーツの大会開催から、一般利用までの幅広い活用②市民ニーズに基づいた利活用の想定③プロスポーツ大会などの開催による賑わい創出の効果の観点等を踏まえ、本計画期間の後期に向けて計画策定を進めていくこととしています。	○
24	第3章 計画の基本方針 方針2 交流拠点としての スポーツ施設の充 実と計画的な整備	東洋通信スポーツセンター（市民体育館）は、万葉線・あいの風、JR等の公共交通を利用してアクセスしやすい場所に立地している。 また、徒歩で移動することで、環境・健康にすこぶる良いばかりか、生き帰りで街を通るので、まさにスポーツを通じた「まち」の活性化にもつながっている。 一方、竹平記念体育館は交通の便が悪く車で行き来となり、排気ガス・騒音・渋滞等環境に悪い。 竹平記念体育館にサブアリーナを整備せずに、東洋通信スポーツセンターを改修して活用すべき。	東洋通信スポーツセンター（高岡市民体育館）は、建設から60年以上経過し、老朽化が著しい状況です。 また、東洋通信スポーツセンターが立地する高岡城跡は、国史跡に指定されており、史跡の本質的価値（近世の堀、土塁、郭など）を現在から未来へと確実に維持し継承することとされています。 現在地での改築や大規模な改修を行う場合は、文化財保護法により、文化庁との協議が必要となりますが、体育施設は国史跡として認められるものではないため、移転の検討が必要になっていくものと思われます。	□
25	第3章 計画の基本方針 方針3 持続可能な施設運 営	人口減少が進む中、市の財政も縮小は必至。 スポーツはやりたい人だけがやればよく、受益者負担が原則。市はスポーツに関わることは全てやめて、民間に任せるべきで、市は生活に必要な不可欠なことに予算を集中すべきである。	本計画では、第3章方針3「(1)経費の効率化」で、施設を効率よく維持・管理・運営するため、予約システムやスマートロックシステムを導入し、無人化・省人化を図る取り組みや、包括的民間委託やPFI等の官民連携手法の積極的な導入を検討します。 また、第3章方針3「(2)受益者負担」で、受益者負担の観点から無料施設の有料化への見直しと、既に利用料金を徴収している施設についても、受益者負担割合を示した上での料金の見直しを進めることとしています。	○
26	第3章 計画の基本方針 方針3 持続可能な施設運 営	「スポーツはタダ」の意識を変えていくためにも、施設の使用の際は受益者負担とすることは必要である。	本計画では、第3章方針3「(2)受益者負担」で、受益者負担の観点から無料施設の有料化への見直しと、既に利用料金を徴収している施設についても、受益者負担割合を示した上での料金の見直しを進めることとしています。	○

【内容】

No	対象 ページ等	意見の内容（要旨）	市の考え方・計画への反映等	区分
27	第3章 計画の基本方針 方針1 スポーツ 環境の充実 方針3 持続可能な施設運営	スマートロックシステムにより管理・運営の効率化は重要だと思う。また、無料施設（学校開放も含めて）の有料化は必要である。 料金改定は、小中高生に負担がかからないようにお願いしたい。	本計画では、第3章方針3「(2)受益者負担」で、受益者負担の観点から無料施設の有料化への見直しと、既に利用料金を徴収している施設についても、受益者負担割合を示した上での料金の見直しを進めることとしています。	○
28	第4章 各スポーツ施設の 計画（各論）	凍結された総合体育館には武道館機能が併設されると聞いていた。 中学校の部活動地域移行の受け皿として活動するための拠点施設が必要である。高岡市の財政難は分かるが、活動場所の確保をお願いしたい。	県営高岡武道館が廃止された後は、新たに整備される県武道館をはじめ、市内にある体育館施設や民間所有の武道場の活用、学校開放による中学校の武道場利用など、幅広く検討してまいります。	□
29	第4章 各スポーツ施設の 計画（各論）	市営弓道場をいつも利用しているが、現道場は老朽化が目立ち、バリアフリー化もされていない。また、慢性的に射場が混雑していること、大会を開くための条件を満たしていない。 生涯スポーツを推進するため、また高岡市を全国、世界に認知してもらうため、大会開催ができる新しい弓道場を建設してほしい。	本計画では、第3章方針1～3を踏まえ、第4章「各スポーツ施設の計画（各論）『③その他の施設』」で、市営弓道場の取り扱いについて、令和9年度末まで方針決定することとしています。	○
30	第4章 各スポーツ施設の 計画（各論）	第4章の「3 その他の施設」の表の施設区分が「球技場」とされている。庄川緑地運動公園、国東橋運動広場は競技が実施できない施設であり球技場とは言えるものではない。 レイアウトの工夫や備品最低限の整備、トイレの整備などより人々が気軽に集える場所に向けて充実させていただきたい。	本計画は、体育館施設の活用・配置を主としていることから「1 体育館施設」「2 学校再編対象施設」に分類しています。 「3 その他の施設」はスポーツ庁の「体育・スポーツ施設現況調査」で定められている「施設種別」に基づき分類しています。	□
31	第4章 各スポーツ施設の 計画（各論）	スポーツ施設の活用や再編を考える際に、築年数は大変重要なファクト（事実）と考える。ふくおかB&G海洋センタープールの経過年数が35年となっているが、現在のプールは平成23年に完全リニューアルされ以前の冬場に使えない施設から通年営業するプールとなり、まったく違ったものになっているにもかかわらず、できた当初からの年数を記載されている。 伏木小学校の体育館についても経過年数が65年となっているが、同様に大改修され、近隣のどの体育館より新しく、使い勝手の良い施設となっている。	経過年数については、「新築」や建物基礎や構造の改修を行う「改築」でない場合は、通算の年数として記載しています。 なお、経過年数については、いただきましたご意見を踏まえ再確認を行い、必要に応じて修正を行います。	□
32	第4章 各スポーツ施設の 計画（各論）	弓道場は弓道しかできないため、決して効率の良い施設とは言えないが、生涯スポーツ施設として必要な施設である。	本計画では、第3章方針1～3を踏まえ、第4章「各スポーツ施設の計画（各論）『③その他の施設』」で、市営弓道場の取り扱いについて、令和9年度末まで方針決定することとしています。	○

【内容】

No	対象 ページ等	意見の内容（要旨）	市の考え方・計画への反映等	区分
33	第4章 各スポーツ施設の計画（各論）	令和9年度末には、県営の新武道館が完成する予定になっており、今後、県営富山武道館・県営高岡武道館は廃止されることとなっている。 高岡市には武道館の存続は必要だと考えており、武道機能も備えた総合体育館の早期の建設が一番望まれるが、まずは間近に迫る県営高岡武道館廃止以降の早急な対応をお願いしたい。	県営高岡武道館が廃止された後は、新たに整備される県武道館をはじめ、市内にある体育館施設や民間所有の武道場の活用、学校開放による中学校の武道場利用など、幅広く検討してまいります。	□
34	第4章 各スポーツ施設の計画（各論）	万葉スポーツセンターは、令和7年度末までに方針決定とされているが、伏木地区及び近隣地区の高齢者にとっては体力づくりや友人との繋がりを保つ唯一の憩いの場となっており、なるべく長く存続させていただきたい。 また、現伏木小学校の体育館についても、令和7年度末までに方針決定予定とされているが、この建物は、過去に大改修をされているため、廃止するには勿体無いと思う。万葉スポーツセンターが近い将来廃止となるならば、その代替施設に転用できる方法があれば考慮していただきたい。	本計画では、第3章方針1～3を踏まえ、第4章「各スポーツ施設の計画（各論）『①体育館施設』『②学校再編対象施設』」で、万葉スポーツセンター及び伏木小学校体育館の取り扱いについて、伏木地区の小学校再編の状況を踏まえ、施設の取り扱いについて、令和7年度末までに方針を決定することとしています。	○
35	第4章 各スポーツ施設の計画（各論）	高岡武道館は空調が無く、近年の夏場の高温で柔道場の使用が困難である。ぜひとも、空調を入れて頂きたい。	高岡武道館については、県所管施設であるため、ご要望は富山県へお伝えします。	□
36	第4章 各スポーツ施設の計画（各論）	東洋通信スポーツセンターと同様に、竹平記念体育館サブアリーナ内にランニングコースの設置をお願いしたい。 また、城光寺陸上競技場について、①現在19時までとなっている利用時間の延長、②現状で雨天時や夏季の競技会運営に支障があるので室内練習場あるいは屋根等の設置、③トイレの改修について対応をお願いしたい。	竹平記念体育館サブアリーナへのランニングコースの設置については、現状、メインアリーナがランニングコースとなっていることを踏まえた上で、必要性について判断してまいります。 また、城光寺陸上競技場に対するご要望につきましては、重要度や緊急度を踏まえ検討を行い、適切な時期に必要な対応を行います。	□
37	第4章 各スポーツ施設の計画（各論）	現在、ボールパークと城光寺野球場の2球場で野球の大会運営が円滑に行えており、城光寺野球場がなくなると大会の運営が難しくなってしまう。 ボールパークについては、会議室の机・椅子の数を増やすことと、屋外多目的に放送記録室を設置してほしい。 また、利用者目線に立ったグラウンド整備（内野黒土補充、外野芝管理）や利用料金設定（安い料金設定）を行ってほしい。	本計画では、第3章方針1～3を踏まえ、第4章「各スポーツ施設の計画（各論）『③その他の施設』」で、城光寺野球場の取り扱いについて、令和7年度末まで方針決定することとしています。 また、第3章方針3「(2)受益者負担」で、受益者負担の観点から無料施設の有料化への見直しと、既に利用料金を徴収している施設についても、受益者負担割合を示した上での料金の見直しを進めることとしています。	○

【内容】

No	対象 ページ等	意見の内容（要旨）	市の考え方・計画への反映等	区分
38	第4章 各スポーツ施設の 計画（各論）	福岡グラウンドについて、駐車場の数が少ないことへの対応と、隣の認定こども園と認定こども園の駐車場にボールが飛んでいかないようネットの高さを上げるなどの安全面を確保してほしい。 現在設置してあるホームベース上の天井ネットは、大会では使用しにくい。	ホームベース上の天井ネットで、安全面を確保されていることをご理解いただくようお願いいたします。 また、駐車場の確保については、利用者が多い場合はUホールの駐車場を利用するなどの対応をお願いいたします。	☐
39	学校体育施設開放 事業の手引き 第2期高岡市ス ポーツ推進プラン	今、大きな課題である中学校部活動の地域移行について、特に学校開放事業などに絡めて市として配慮すること支援することを全体を通して表現してはどうか（優先利用、使用料が発生する場合の減免など）。	学校開放事業で利用時間が重複した場合、利用調整会議にて「学校体育施設開放事業の手引きの『利用の優先順位』」に基づき対応されています。 また、令和5年4月策定の「第2期高岡市スポーツ推進プラン」の「基本目標2次世代を担う子どものスポーツ・運動の推進『基本施策(2)持続可能なスポーツ・運動部活動を行うための環境整備』」で、中学校おける休日の運動部活動の地域移行について、地域ぐるみで子どもたちの成長を支える休日の部活動の高岡モデルの構築に努めることとしています。 なお、ご提案については、高岡市地域部活動移行推進委員会で定期的に協議を行っていることから、事務局（学校教育課）にも情報共有いたします。	☐
40	第2期高岡市ス ポーツ推進プラン	若い指導者の育成環境を整え、県内で仕事できるよう大切に育ててほしい。	令和5年4月策定の「第2期高岡市スポーツ推進プラン」の「基本目標4スポーツを支える組織の充実と人材育成『基本施策(1)競技・生涯スポーツを支える指導者の育成・確保』」で、競技・生涯スポーツの指導者の育成・確保を図るため、スポーツ指導者に関する資格の取得を促進するよう支援することとしています。	☐

高岡市文化財保存活用地域計画（案）のパブリックコメントに対する
意見募集結果について

高岡市文化財保存活用地域計画（案）に対する意見募集が1月17日（金）に終了したので、その結果を報告するもの。

1 意見募集の概要

- (1) 意見募集期間 令和6年12月20日（金）から令和7年1月17日（金）まで
(2) 募集方法 富山県電子申請サービス、電子メール、ファクシミリ
郵送、持参、本庁舎・4支所（伏木・戸出・中田・福岡）で投函

2 提出された意見について

(1) 提出者数

提出者数	7人
富山県電子申請サービス	2人
電子メール	0人
ファクシミリ	0人
郵送	0人
持参	0人
意見箱へ投函	5人

(2) 意見への対応結果

意見数		15 件
区分	◎：計画に反映	0 件
	○：意見を踏まえた計画の策定を行っている	15 件
	□：その他（要望など）	0 件

(3) 意見の対象項目等

計画の項目	意見数	意見 No.
第1章 高岡市の概要 1 自然的・地理的環境 2 社会的状況 3 歴史的背景	—	—
第2章 高岡市の文化財保護のあゆみ	—	—
第3章 高岡市の文化財の概要 1 文化財調査の概要 2 指定等文化財の概要 3 文化財の類型ごとの概要	1	No.2
第4章 高岡市の歴史文化の特徴	—	—
第5章 目指す将来像と実現するための視点 1 目指す将来像 2 将来像を実現するための視点	—	—
第6章 文化財の保存・活用の課題と方針 視点1 調べる 視点2 守る 視点3 伝える 視点4 活かす 視点5 支える	3 3 7	No.10,14,15 No.1,5 No.3,4,7,8,9,12,13
第7章 文化財の保存・活用に関する措置 1 措置の考え方 2 保存・活用に関する措置	—	—
第8章 文化財の一体的・総合的な保存・活用 1 関連文化財群の考え方 2 関連文化財群	—	—
第9章 文化財の防災・防犯	1	No.6
第10章 文化財の保存・活用の推進体制 1 推進体制の現状 2 各主体の役割及び今後の推進体制のあり方	—	—

(4) 意見の内容 … 別紙意見一覧表参照

高岡市文化財保存活用地域計画（案）に対するパブリックコメント募集結果について

1 意見募集の概要

対象	高岡市文化財保存活用地域計画（案）
意見募集期間	令和6年12月20日（金）から令和7年1月17日（金）
市民等への周知方法	本庁舎、伏木・戸出・中田・福岡支所での縦覧 市ホームページ、市SNS（Facebook、LINE）

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	15件（7人）
電子申請	2人
ファクシミリ	0人
郵送	0人
持参	0人
意見箱へ投函	5人

3 提出された意見要旨とそれに対する市の考え方、計画への反映等

【総括表】

区分	意見考慮の結果	件数
◎	計画に反映します。	0
○	ご意見を踏まえた計画の策定を行っています。 いただいたご意見は、今後具体的な事業を検討する際の参考といたします。	15
□	その他（質問など）	0

高岡市文化財保存活用地域計画（案）に対するパブリックコメント募集結果について

【内容】

No	対象 ページ等	意見の内容（要旨）	市の考え方・計画への反映等	区分
1	「第1章 3歴史的 背景」、「第6章 文化財の保存と活 用の課題と方針 伝える」	高岡市内には定塚交差点→地藏堂の曲がった通り（曲輪）→高陵のJR氷見線踏切→大野のあいの風鉄道の踏切→二枚橋地区→蓮花寺→枇杷首に至る曲がりくねった道路があり、旧北陸街道で昔ながらの様子をよく伝えている。特に蓮華寺（地名では蓮花寺）は、境内に案内板があるように、今でこそ狭い寺域であるが現在よりもかなり寺域も広く、周囲は荘園であり国分尼寺も置かれていたのではないかとされる。 現在は、この曲がりくねった道路は交通には不便であるが、旧北陸道に「案内標識」を数カ所取り付け、説明板でも設置すれば、地域の歴史教材として小学生・中学生（地域的には高陵中、芳野中校区、さらに南からたどれば南星中校区）の生きた社会科教材になると思う。 また、地久子川は古代の「鹿田庄（かだのしょう）」が描かれた東大寺開田図にも示されている川で、現在の出来田、井口本江、二枚橋、蓮花寺のあたりになる。このような古代荘園の推定地であることも案内としてあるとよいのでは。国宝瑞龍寺・勝興寺や重伝建などの目立つ所へのお金の使い方も良いが、地域の歴史教材に目を向けてほしい。	本計画では、「第6章 伝える 方針②『郷土学習の充実』」を掲げており、副読本の充実や通学区域の文化財を用いた出前授業など学校教育と連携した取り組みを進めることとしております。いただいたご意見は、今後具体的な事業を検討する際の参考とさせていただきます。	○
2	「第3章 文化財の 概要 指定等文化財 の概要」	棚田家（伏木）について。棚田家は廻船問屋として栄えた旧家であり、以前のように公開してほしい。 現時点では、建築物と古文書がセットで揃っており、しっかりと維持管理してほしい。藤井家のように、古文書はあるが、建物が無い状態にならないようにしてほしい。	本計画では「第6章 守る 方針①『文化財所有者・担い手等への支援』」を掲げています。建造物については、所有者の意向を尊重しつつ、支援メニューの提示や助言等を行ってまいりたいと考えています。	○
3	「第6章 文化財の 保存と活用の課題と 方針 活かす」	金屋町は管理された美しい町並みであるが、店舗は少ない。金屋町の活用は吉久同様大きく手を加える必要はない。 産業としては銅器が有名であるが、技術の保存は急務である。職人への補助、後任の育成を今よりも深めるべきである。今後は文化財保護にそった育成が好ましい。今後、文化財は近代も含まれる事となる。近代の建物には銅の瓦や装飾が使われることが多い。これらの需要を高岡銅器が補うことで永久に残るであろう文化財と相互関係を築くことができる。	本計画では「第6章 守る 方針①『文化財所有者・担い手等への支援』」を掲げており、工芸技術の継承に向けて支援することとしております。いただいたご意見は、今後具体的な事業を検討する際の参考とさせていただきます。	○
4	「第6章 文化財の 保存と活用の課題と 方針 活かす」	金屋町は千本格子の町並みがメインであるが東側の金屋本町の活用は必要である。この地域には工場跡も残っている。西側と比較すると町並みは完成していないが、山町筋との立地は良いのでこの辺りを活用の拠点として改革するべきだ。また、路面電車をこの辺りまで延長し、アクセスを良くするのも提案する。	本計画では「第6章 活かす 方針②『周辺環境の整備』」を掲げており、文化財の魅力を高める取り組みを進めることとしております。いただいたご意見は、今後具体的な事業を検討する際の参考とさせていただきます。	○

高岡市文化財保存活用地域計画（案）に対するパブリックコメント募集結果について

No	対象 ページ等	意見の内容（要旨）	市の考え方・計画への反映等	区分
5	「第6章 文化財の保存と活用の課題と方針 伝える」	「伝える」の方針1において日本遺産の活用とあるが、日本遺産は認知度が低い。また、高岡は二つの日本遺産があるが、北前船の場合他府県や市町村との協力が必須である。 市が日本遺産を認知していない可能性もあるが、日本遺産を使った情報発信は効果を生むとは考えにくい。日本遺産を本（漫画等）とし、初等教育に使うことを推奨する。	「日本遺産」は文化庁より認定される地域の歴史的魅力や特色を通じて日本の文化、伝統を語るストーリーです。地域に点在する文化財や伝統文化を「面」として活用し、発信することで地域活性化を図ることを目的としています。 本市の日本遺産ストーリー「加賀前田家ゆかりの町民文化ー人、技、心ー」は、近世から現代までの高岡の歴史、文化が凝縮されており、本市の歴史文化を分かりやすく伝える有用なツールであることから、さらに発信していきたいと考えております。 また、「第6章 伝える 方針②『郷土学習の充実』」を掲げており、学校教育と連携した取り組みを進めることとしております。いただいたご意見は、今後具体的な事業を検討する際の参考とさせていただきます。	○
6	「第9章 文化財の防災・防犯」	山町筋の伝建地区はメインの観光地であるため、山町筋は復興が必要である。地震によって住宅に亀裂が見られる。	本計画では「第9章 守る 方針⑦『被災文化財の復旧』」を掲げており、所有者と協議をしながら復旧に向けて対応を進めてまいります。	○
7	「第6章 文化財の保存と活用の課題と方針 活かす」、 「第8章 文化財の一体的・総合的な保存・活用 関連文化財群⑥」	山町筋は周辺にも魅力的な建築や町並みが存在している。伝建地区を基盤に周辺を観光地として開発している川越に倣うべきで、周囲にある未指定の文化財に目をつけるべきである。特に高岡紡績建物や中越銀行の建物は早急な保護が必要である。現在は管理者がいるが今後の事を見越すべきである。 「商工業の町の成立と繁栄に関わる文化財群」のストーリーになぜ含まれていないのか分からないが、高岡紡績は高岡のものづくりの歴史を伝える遺産であり、明治期の事務所、煉瓦造りの工場が一部残っていることは国内を見ても稀有である。金沢市では金沢紡績の建物は芸術の拠点となり、専売公社の工場は図書館として活用されている。京都のNISSHAなど企業が事務所も公開する例がある。	高岡紡績株式会社については、本市の近代化の歴史において重要であり「第1章 3『歴史的背景』」の中で記述しております。本計画では「第6章 守る 方針①『文化財所有者・担い手等への支援』」を掲げており、文化財指定制度の活用等保存のために必要な助言を行い、所有者を支援することとしております。	○
8	「第6章 文化財の保存と活用の課題と方針 活かす」	中越銀行は北陸地方の銀行建築の模範を示しており、藤井丞之助や竹内源造らに関与している。また周辺には銅板が貼られた所謂看板建築が町並みを形成している。これらは空き家となっている事もあり、ここに山町筋では叶えられなかった商業施設を集中させ、新たなストリート形成も可能ではないか。 さらに町並みの整備として移築も考えるべきである。市内及び県内には取り壊される未指定文化財もあることから、これらを移築し再活用することを提案する。	本計画では「第6章 活かす 方針②『周辺環境の整備』」を掲げており、文化財の魅力を高める取り組みを進めることとしております。いただいたご意見は、今後具体的な事業を検討する際の参考とさせていただきます。	○

高岡市文化財保存活用地域計画（案）に対するパブリックコメント募集結果について

No	対象 ページ等	意見の内容（要旨）	市の考え方・計画への反映等	区分
9	「第6章 文化財の保存と活用の課題と方針 活かす」	旧福岡町役場（福岡歴史民俗資料館）は、立地が悪いため観光地として活用出来ない。周囲を開発するか、もう一度役場を移築し、福岡の町並みに設けるべきである。	本計画では「第6章 活かす 方針①『文化財の公開活用の推進』」を掲げており、建造物等文化財の空間を活かしたイベント等の取り組みを進めることとしております。いただいたご意見は、今後具体的な事業を検討する際の参考とさせていただきます。	○
10	「第6章 文化財の保存と活用の課題と方針 守る」	伏木の町並みは今後上手く残せるか不安である。多くの建造物が危険建物となり、中には指定文化財や登録有形文化財も含まれる。まず、伏木地区は文化財保護法に基づき伝統的建造物群保存地区の指定をうけ、復興の基盤整備を国と共に行うべきである。県や国の登録制度も活用し文化財の保存を急務とするべきだ。リターンが無いという考えではなく日本遺産にもあるような北前船が形成した文化を守る事を念頭に持って欲しい。	本計画では「第6章 守る 方針①『文化財所有者・担い手等への支援』」を掲げています。建造物については、所有者の意向を尊重しつつ、支援メニューの提示や助言等を行ってまいりたいと考えています。	○
11	「第6章 文化財の保存と活用の課題と方針 伝える」	高岡の児童生徒に郷土への理解と愛着を深めてもらうことが重要であるが、瑞龍寺など文化財の来訪者は高齢者が多数を占めており、小中学校での学習機会は少ないのが現状。高岡の文化財の多くは、前田利長公に関わりがあるため、利長公の生涯と町づくりについて学ぶことにより、現代につながる高岡の成り立ちを理解することができる。地元の人々は必ずしも郷土の歴史に詳しいわけではないため、行政や専門家だけでなく、地域の人材を活用すべき。具体的には、市内小中学生に対する文化財の利用料を無料または一律100円に引き下げることや、ボランティアガイドが小中学校に出向いて高岡の文化財や歴史について出前授業を行うことを検討してほしい。	本計画では「第6章 伝える 方針②『郷土学習の充実』」を掲げており、学校教育と連携した取り組みを進めることとしております。いただいたご意見は、今後具体的な事業を検討する際の参考とさせていただきます。	○
12	「第6章 文化財の保存と活用の課題と方針 活かす」	観光客に向けて、町巡りをしやすいようにマップにモデルルートを示し QR コードで紹介するとともに、ルート別に多言語（日・中・韓）での案内サインを設置し、看板色を統一するなどして視認しやすくすることを検討してほしい。	本計画では「第6章 活かす 方針②『周辺環境の整備』」を掲げており、文化財の案内看板等の充実を検討することとしております。いただいたご意見は、今後具体的な事業を検討する際の参考とさせていただきます。	○
13	「第6章 文化財の保存と活用の課題と方針 活かす」	伏木（高岡）には、国宝ほか歴史的建造物が多くありながら、その財産の価値を地元の人ほど（当たり前ものとして）気づかず、今まさに失われようとしている。堀田家の周辺の古民家を堀田善衛記念館又はカフェにするなど、（まずは伏木から）歩きたくなる町を市全体または国の補助金等の大きな規模で造り上げて欲しい。	本計画では「第6章 伝える 方針②『郷土学習の充実』」を掲げており、出前講座や公開講座の充実など市民が気軽に文化財に触れる機会の創出を進めることとしております。いただいたご意見は、今後具体的な事業を検討する際の参考とさせていただきます。また、歴史的建造物を活かしたカフェ等の出店について、希望があれば使用可能な国等各種機関の支援メニューを紹介してまいります。	○

高岡市文化財保存活用地域計画（案）に対するパブリックコメント募集結果について

No	対象 ページ等	意見の内容（要旨）	市の考え方・計画への反映等	区分
14	「第6章 文化財の 保存と活用の課題と 方針 守る」	伏木商工会議所を保存活用してほしい。	本計画では「第6章 守る 方針①『文化財所有者・担い手等への支援』」を掲げています。建造物については、所有者の意向を尊重しつつ、支援メニューの提示や助言等を行ってまいりたいと考えています。	○
15	「第6章 文化財の 保存と活用の課題と 方針 守る」	伏木湊町にある旧商工会の建物を現状のまま保存してほしい。伏木地区の町屋を残して欲しい。	本計画では「第6章 守る 方針①『文化財所有者・担い手等への支援』」を掲げています。建造物については、所有者の意向を尊重しつつ、支援メニューの提示や助言等を行ってまいりたいと考えています。	○

報告第 1 号

臨時代理の報告について

高岡市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成 17 年高岡市教育委員会規則第 8 号）第 4 条の規定に基づき、令和 7 年 2 月 20 日付けで下記事項について臨時代理したので第 6 条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 2 月 26 日提出

高岡市教育委員会教育長 近藤 智久

記

- 1 令和 7 年度高岡市一般会計予算
- 2 令和 7 年度高岡市荻布奨学金事業会計予算
- 3 工事請負契約の締結について
（高岡西部中学校区小中一貫校校舎増築及び改修その 1 工事）
- 4 工事請負契約の締結について
（高岡西部中学校区小中一貫校校舎増築及び改修その 2 工事）
- 5 工事請負契約の締結について
（高岡西部中学校区小中一貫校校舎増築及び改修電気設備工事）
- 6 財産の取得について（タブレット端末）
- 7 財産の処分について（土地）
- 8 財産の譲与について（建物）

議案 第 1 号

令和 7 年度 高岡市 一般会計 予算

令和 7 年度高岡市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 81,783,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（継 続 費）

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表 継続費」による。

（債務負担行為）

第 3 条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表 債務負担行為」による。

（地 方 債）

第 4 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 5 条 地方自治法第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、12,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 6 条 地方自治法第220条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用をする場合と定める。

令和 7 年 3 月 3 日 提出

高岡市長 角 田 悠 紀

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 教育委員会費	8,389	8,388	1	0	0	0	8,389	1 報酬	3,168	教育委員報酬 4人 3,168
								8 旅費	4	交際費 80
								9 交際費	80	荻布学生寮運営費補助金 5,000
								10 需用費	62	教育委員会事務費 141
								11 役務費	40	
								18 負担金補助及び交付金	5,035	
2 事務局費	734,586	654,410	80,176	0	0	913 諸収入 913	733,673	1 報酬	30,783	教育委員会指定管理者選定委員会委員報酬 2人 10
								2 給料	234,291	高岡市教育将来構想検討会議委員報酬 15人 505
								3 職員手当等	134,116	職員給与費 32人 304,927
								4 共済費	163,226	会計年度任用職員給与費（事務補助等） 39,007
								7 報償費	15	会計年度任用職員給与費（学校職員等） 118,645
								8 旅費	1,823	臨時的任用職員給与費 26,207
								10 需用費	1,947	会計年度任用職員等共済費 74,693
								11 役務費	7,904	地域イントラネット整備事業費 136,354
								12 委託料	77,620	教育環境整備推進事業費 12,172
								13 使用料及び賃借料	81,537	高峰譲吉博士顕彰事業費 615
								17 備品購入費	883	学校再編等推進事業費 8,667
								18 負担金補助及び交付金	441	市立学校体育館等空調環境調査事業費 10,000
										教育委員会事務局事務費 2,784

10 款 教育費 1 項 教育総務費

(項) 1 教育総務費

(単位：千円)

（表）教育総務費											（単位：千円）
目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
										4,081 スクールサポートスタッフ配置事業費 2,640 就学事務費 15,916	
4 教育センター費	373,114	24,893	348,221	0	297,500 地方債 297,500	0	75,614	1 報酬	10,044	学習指導費 513	
								2 給料	10,666	調査普及費 34	
								3 職員手当等	2,877	不登校児童生徒対策事業費 8,941	
								7 報償費	135	管理運営費 20,079	
								8 旅費	401	視聴覚教材整備費 35	
								10 需用費	1,889	教育総合支援センター（仮称）整備事業 費 343,473	
								11 役務費	417	I C T教育環境調査研究事業費（連携事 業） 39	
								12 委託料	27,550		
								13 使用料及び賃借料	197		
								14 工事請負費	309,529		
								17 備品購入費	9,312		
								18 負担金補助及び交付金	97		
								5 奨学金費	14,400	15,600	△1,200
		海外留学支援奨学金給付事業費 2,500									
20 貸付金	11,900										
計	1,394,613	989,533	405,080	3,491	297,500	9,654	1,083,968				

10 款 教育費 1 項 教育総務費

(項) 2 小学校費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 学校管理費	1, 688, 175	1, 164, 616	523, 559	294, 725	32, 100	200, 988	1, 160, 362	2 給料	330, 956	職員給与費 8 9 人	640, 061
								3 職員手当等	161, 628	小学校管理運営費	428, 723
				国 3, 042	地方債	繰入金		4 共済費	147, 477	小学校教材教具整備費	42, 181
				県 291, 683	32, 100	199, 548		7 報償費	25	小学校施設営繕費	85, 978
						諸収入		8 旅費	1, 548	学校 I C T 環境整備事業費	491, 232
						1, 440		10 需用費	339, 909		
								11 役務費	25, 625		
								12 委託料	84, 930		
								13 使用料及び賃借料	30, 076		
								14 工事請負費	30, 499		
								15 原材料費	2, 400		
								17 備品購入費	532, 361		
								18 負担金補助及び交付金	707		
								26 公課費	34		
2 教育振興費	50, 479	49, 093	1, 386	5, 468	0	0	45, 011	1 報酬	11, 238	知能検査実施費	1, 042
								3 職員手当等	4, 304	小学校郷土学習費	958
				国 5, 468				7 報償費	378	小学校就学援助事業費	32, 025
								8 旅費	524	英語等活動推進事業費	16, 076
								10 需用費	1, 001	小学校地域学習サポート事業費	378
								12 委託料	825		
								17 備品購入費	209		
								19 扶助費	32, 000		

(項) 2 小学校費

(単位：千円)

（単位：千円）										
目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
3 小学校建設費	1,362,874	978,020	384,854	259,434	967,700	0	135,740	10 需用費	598	五位小学校整備事業費 67,499
								11 役務費	1,543	3 5 人学級対応事業費 10,017
				国 254,218	地方債			12 委託料	47,509	高岡西部中学校区小中一貫校整備事業費
				県 5,216	967,700			14 工事請負費	1,312,774	659,388
								21 補償補てん及び賠償金	450	高陵中学校区小中一貫校整備事業費 602,640
										伏木中学校区小中一貫校整備事業費 23,330
計	3,101,528	2,191,729	909,799	559,627	999,800	200,988	1,341,113			

(項) 3 中学校費

1 学校管理費	638,569	391,176	247,393	153,186	34,000	104,089	347,294	2 給料	39,770	職員給与費 1 1 人 78,171
								3 職員手当等	20,606	中学校管理運営費 201,136
				国 1,569	地方債	繰入金		4 共済費	17,795	中学校教材教具整備費 35,711
				県 151,617	34,000	104,089		7 報償費	5	中学校施設営繕費 67,845
								8 旅費	773	学校 I C T 環境整備事業費 255,706
								10 需用費	177,499	
								11 役務費	16,004	
								12 委託料	21,005	
								13 使用料及び賃借料	6,516	
								14 工事請負費	45,498	
								15 原材料費	1,448	

10 款 教育費 2 項 小学校費

(項) 3 中学校費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
								17 備品購入費	290,882		
								18 負担金補助 及び交付金	768		
2 教育振興費	54,866	58,975	△4,109	9,408	0	0	45,458	1 報酬	3,024	部活動育成費	7,620
								7 報償費	6,694	中学校就学援助事業費	42,025
								8 旅費	291	社会体験促進事業費補助金	2,368
								10 需用費	100	地域部活動推進事業費	2,853
								11 役務費	161		
								13 使用料及び 賃借料	50		
								17 備品購入費	100		
								18 負担金補助 及び交付金	2,446		
								19 扶助費	42,000		
3 中学校建設 費	1,285,358	777,296	508,062	253,294	906,400	0	125,664	10 需用費	598	高岡西部中学校区小中一貫校整備事業費	
								11 役務費	488		659,388
								12 委託料	37,655	高陵中学校区小中一貫校整備事業費	
								14 工事請負費	1,246,167		602,640
								21 補償補てん 及び賠償金	450	伏木中学校区小中一貫校整備事業費	23,330
計	1,978,793	1,227,447	751,346	415,888	940,400	104,089	518,416				

(項) 4 特別支援学校費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明			
				特定財源			一般財源	区分	金額				
				国県支出金	地方債	その他							
1 学校管理費	48,799	38,792	10,007	542	11,900	7,002	29,355	2 給料	8,275	職員給与費 2人	15,664		
				国 県	392 150	地方債 11,900		諸収入 7,002	3 職員手当等	3,764	特別支援学校管理運営費	14,877	
									4 共済費	3,625	特別支援学校教材教具整備費	1,453	
									10 需用費	13,654	特別支援学校施設営繕費	16,805	
									11 役務費	1,262			
									12 委託料	1,226			
									13 使用料及び賃借料	25			
									14 工事請負費	15,297			
									15 原材料費	100			
									17 備品購入費	1,453			
									18 負担金補助及び交付金	36			
									26 公課費	82			
2 教育振興費	9,159	7,805	1,354	2,666	0	0	6,493	1 報酬	6,372	教育振興事業費	9,159		
				国	2,666					3 職員手当等	2,212		
										7 報償費	40		
										8 旅費	372		
										10 需用費	120		
										18 負担金補助及び交付金	43		
計	57,958	46,597	11,361	3,208	11,900	7,002	35,848						

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 社会教育総務費	149,357	144,164	5,193	2,384	0	0	146,973	1 報酬	3,975	社会教育委員報酬 15人 455
				県 2,384				2 給料	60,190	職員給与費 16人 122,415
								3 職員手当等	35,284	社会教育指導員会計年度任用職員給与費
								4 共済費	27,920	4,669
								7 報償費	3,238	家庭教育支援事業費 340
								8 旅費	218	二十歳の集い開催事業費 2,900
								10 需用費	1,740	子ども元気活動支援推進事業費 3,648
								11 役務費	340	ジュニア育成コミュニティ活動事業費
								12 委託料	4,096	1,000
								13 使用料及び賃借料	814	地域生涯学習推進事業費 4,538
										孫とおでかけ支援事業費 856
				18 負担金補助及び交付金	11,542	社会教育関係団体支援事業費 3,632				
		生涯学習事務費 4,904								
2 文化財保護費	138,922	118,899	20,023	57,856	8,000	16,501	56,565	1 報酬	8,933	文化財審議会委員報酬 12人 420
				国 44,296 県 13,560	地方債 8,000	繰入金 15,709 使用料 259 諸収入 533		2 給料	4,147	文化財調査・愛護活動事業費 1,956
								3 職員手当等	3,028	文化財管理事業費 23,047
								4 共済費	19	市内町並み保存対策事業費 257
								7 報償費	285	重要伝統的建造物群保存地区整備事業費
								8 旅費	1,972	11,274
								10 需用費	12,959	山町筋重要伝統的建造物群保存地区施設
								11 役務費	401	管理事業費 2,819
								12 委託料	18,596	勝興寺保存活用事業費 6,098
								13 使用料及び賃借料	694	瑞龍寺保存整備事業費 8,591
										まちなか歴史資産魅力向上事業費 2,537

(項) 5 社会教育費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
								17 備品購入費	140	遺跡発掘調査事業費（国庫補助事業費）	
								18 負担金補助及び交付金	87, 748	16, 798	
										埋蔵文化財室管理事業費	7, 056
										高岡城跡保存整備事業費	1, 718
										守山城跡調査事業費	370
										日本遺産魅力発信推進事業費	1, 500
										世界文化遺産登録推進事業費	500
										前田墓所管理事業費	500
										菅野家住宅保存整備事業費	1, 276
										重要伝統的建造物群保存地区整備事業費（災害復旧事業）	42, 938
										国宝及び重要文化財（建造物）災害復旧事業費	9, 267
3 少年育成センター費	16, 276	15, 046	1, 230	0	0	0	16, 276	1 報酬	13, 902	少年育成事業費	1, 083
								3 職員手当等	530	青少年悩みごと相談事業費	9, 610
								7 報償費	380	少年育成センター管理運営費	5, 583
								8 旅費	359		
								10 需用費	242		
								11 役務費	165		
								12 委託料	640		
								18 負担金補助及び交付金	58		
4 公民館費	186, 116	58, 244	127, 872	0	111, 700	4, 109	70, 307	1 報酬	32, 269	公民館運営審議会委員報酬	1 5 人 70
								2 給料	1, 697	公民館等会計年度任用職員給与費	
								3 職員手当等	10, 467		45, 133

10 款 教育費 5 項 社会教育費

(項) 5 社会教育費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
					111,700	4,090		7 報償費	245	公民館管理運営費	103,839
						使用料 8		8 旅費	820	区域内公民館連携推進事業費補助金	
						諸収入 11		10 需用費	4,672		4,584
								11 役務費	1,005	自治会公民館建設等事業費補助金	
								12 委託料	1,443		32,490
								13 使用料及び賃借料	1,407		
								14 工事請負費	94,374		
								18 負担金補助及び交付金	37,717		
5 図書館費	326,910	322,137	4,773	0	0	482	326,428	1 報酬	22,138	職員給与費 5人	37,531
						諸収入 482		2 給料	21,434	図書購入費	27,500
								3 職員手当等	15,808	古文書調査事業費	2,460
								4 共済費	8,728	図書館企画事業費	639
								7 報償費	517	ブックスタート事業費	910
								8 旅費	902	中央図書館施設管理運営費	226,183
								10 需用費	24,046	伏木図書館施設管理運営費	2,835
								11 役務費	1,741	戸出図書館施設管理運営費	4,178
								12 委託料	147,849	中田図書館施設管理運営費	3,244
								13 使用料及び賃借料	21,716	福岡図書館施設管理運営費	2,788
										図書館情報システム整備事業費	18,642
								17 備品購入費	27,636		
								18 負担金補助及び交付金	34,395		

(項) 5 社会教育費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
6 社会教育施設費	40, 420	36, 236	4, 184	0	0	188	40, 232	1 報酬	5, 017	福岡歴史民俗資料館協議会委員報酬 7人 伏木北前船資料館・気象資料館管理事業費 文化芸能館管理事業費 土蔵造りのまち資料館管理事業費 鋳物資料館管理事業費 福岡歴史民俗資料館管理運営費 福岡歴史民俗資料館雅楽資料展示分室管理委託事業費
						使用料 124 諸収入 64		3 職員手当等	1, 913	
								7 報償費	50	
								8 旅費	557	
								10 需用費	1, 567	
								11 役務費	202	
								12 委託料	30, 761	
								13 使用料及び賃借料	317	
								18 負担金補助及び交付金	36	
7 生涯学習センター費	257, 346	243, 042	14, 304	0	0	445	256, 901	1 報酬	3, 311	講座開設事業費 生涯学習センター一般管理費 リトルウイング賑わい創出事業費 生涯学習センター管理事業費 生涯学習センターZEB化検討事業費
						諸収入 445		3 職員手当等	1, 270	
								8 旅費	141	
								10 需用費	39, 107	
								11 役務費	890	
								12 委託料	125, 023	
								13 使用料及び賃借料	18, 913	
								18 負担金補助及び交付金	68, 691	
8 ふくおか総合文化センター費	64, 552	64, 954	△402	0	0	1, 700	62, 852	10 需用費	2, 000	ふくおか総合文化センター施設管理費 ふくおか総合文化センターホール運営振興費
						諸収入 1, 700		12 委託料	62, 297	
								13 使用料及び賃借料	255	

10 款 教育費 5 項 社会教育費

(項) 5 社会教育費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
									ふくおか総合文化センター管理委託費 57,213	
									アート・M開催事業費 1,924	
計	1,179,899	1,002,722	177,177	60,240	119,700	23,425	976,534			

(項) 6 保健体育費

(単位：千円)

1 社会体育総務費	60,606	49,066	11,540	0	0	0	60,606	1 報酬	1,380	職員給与費 6人	51,153
								2 給料	24,055	支弁人件費含め	51,155
								3 職員手当等	15,874	社会体育管理費	9,453
								4 共済費	11,754		
								8 旅費	102		
								10 需用費	200		
								11 役務費	26		
								18 負担金補助及び交付金	7,215		
2 社会体育振興費	146,484	123,067	23,417	100	0	2,525	143,859	1 報酬	110	スポーツ推進審議会委員報酬 12人	110
								2 給料	2		
								7 報償費	2,530	スポーツ推進委員事業費	3,020
								10 需用費	4,910	全国大会等出場補助金	5,816
								11 役務費	140	学校体育施設開放事業費	4,625
								12 委託料	13,175	体育団体活動支援事業費	4,455
								13 使用料及び賃借料	9	たかおかスポーツ推進事業費 高岡市スポーツ協会補助事業費	25,356 84,497

(項) 6 保健体育費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
								18 負担金補助 及び交付金	125,608	高岡市スポーツ協会委託事業費 8,105 富山マラソン開催事業費 10,000 スポーツ大会・合宿等誘致促進事業費（ 連携事業） 500
3 体育施設費	300,330	732,025	△431,695	0	7,500	9,371	283,459	1 報酬	1,788	市民体育館・弓道場管理委託事業費
								2 給料	8,938	13,750
								3 職員手当等	4,922	城光寺運動公園体育施設管理委託事業費
								8 旅費	248	25,608
								10 需用費	20,041	前庭庭球場管理委託事業費 7,354
								11 役務費	736	万葉スポーツセンター管理委託事業費
								12 委託料	256,444	6,124
								13 使用料及び 賃借料	3,269	スポーツコア管理委託事業費 24,575 竹平記念体育館管理委託事業費 21,834
								14 工事請負費	3,613	福岡B＆G海洋センター・福岡テニスコ ート管理委託事業費 31,075
								17 備品購入費	261	
								18 負担金補助 及び交付金	70	西明寺パークゴルフ場管理委託事業費 3,473 スポーツ健康センター管理委託事業費 33,213 高岡市グラウンド・ゴルフ場管理委託事 業費 4,273 体育施設管理運営費 14,899 体育施設改修等整備事業費 48,613 高岡西部総合公園管理運営費 65,539

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
4 保健給食費	399, 191	433, 035	△33, 844	22, 634	0	16, 085	360, 472	1 報酬	1, 656	児童・生徒健康診断費	28, 998
				国 22, 634	負担金 4, 341 諸収入 11, 744	3 職員手当等		635	小児生活習慣病対策事業費	6, 365	
						7 報償費		21, 103	教職員健康診断費	7, 438	
						8 旅費		325	就学時健康診断費	1, 313	
						10 需用費		64, 585	要・準要保護児童生徒援護費	79, 120	
						11 役務費		10, 260	保健管理指導費	19, 219	
						12 委託料		184, 046	学校給食指導費	36, 523	
						13 使用料及び賃借料		282	学校給食運営管理費	173, 911	
						17 備品購入費		3, 659	学校給食設備整備費	25, 975	
								18 負担金補助及び交付金	33, 520	日本スポーツ振興センター共済掛金等（学校分）	20, 329
						19 扶助費		79, 120			
5 共同調理場費	146, 852	107, 360	39, 492	0	28, 100	0	118, 752	1 報酬	1, 380	施設管理運営費（石瀬共同調理場）	
				地方債 28, 100	2 給料	8, 875			146, 852		
					3 職員手当等	4, 067					
					8 旅費	124					
					10 需用費	28, 060					
					11 役務費	121					
					12 委託料	56, 526					
					14 工事請負費	31, 328					
					17 備品購入費	16, 371					
計	1, 053, 463	1, 444, 553	△391, 090	22, 734	35, 600	27, 981	967, 148				

議案 第 3 号

令和 7 年 度 高岡市荻布奨学金事業会計予算

令和 7 年度高岡市の荻布奨学金事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,468 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 3 月 3 日 提出

高岡市長 角 田 悠 紀

3 歳 出

(款) 1 教育費

(項) 1 奨学費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 事務費	28	28	0	0	0	28	0	10 需用費	14	事務費 28
						繰入金 28		11 役務費	14	
2 奨学費	1, 440	1, 536	△96	0	0	1, 440	0	18 負担金補助 及び交付金	1, 440	奨学金 1, 440
						繰入金 939 財産収 1 諸収入 500				
計	1, 468	1, 564	△96	0	0	1, 468	0			

議案第35号

財産の譲与について

次のとおり財産を譲与する。

令和7年3月3日提出

高岡市長 角 田 悠 紀

記

1 譲与する財産 建物

所在 高岡市宮田町33番地 1

構造 鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建

延べ床面積 798.00平方メートル

2 譲与の相手方 高岡市宮田町9番16号

第一物産株式会社

議案第29号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和7年3月3日提出

高岡市長 角 田 悠 紀

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 工 事 名 | 高岡西部中学校区小中一貫校校舎増築及び
改修その1工事 |
| 2 | 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契 約 金 額 | 867,240,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 射水・中越高岡西部中学校区小中一貫校校
舎増築及び改修その1工事特定建設工事共
同企業体 |

代表者

高岡市本丸町67番地

射水建設興業株式会社

構成員

高岡市本丸町67番地

射水建設興業株式会社

高岡市石瀬1018番地

中越ロジスティクス株式会社

議案第30号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和7年3月3日提出

高岡市長 角 田 悠 紀

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 工 事 名 | 高岡西部中学校区小中一貫校校舎増築及び
改修その2工事 |
| 2 | 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契 約 金 額 | 740,850,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 山本・昭和
高岡西部中学校区小中一貫校校
舎増築及び改修その2工事特定建設工事共
同企業体 |

代表者

高岡市伏木古府一丁目10番5号

山本建設株式会社

構成員

高岡市伏木古府一丁目10番5号

山本建設株式会社

高岡市広小路6番1号

昭和建設株式会社

議案第31号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和7年3月3日提出

高岡市長 角 田 悠 紀

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 工 事 名 | 高岡西部中学校区小中一貫校校舎増築及び
改修電気設備工事 |
| 2 | 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契 約 金 額 | 310,684,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 開進堂・クリシマ高岡西部中学校区小中一
貫校校舎増築及び改修電気設備工事特定建
設工事共同企業体 |

代表者

高岡市問屋町11番地

株式会社開進堂

構成員

高岡市問屋町11番地

株式会社開進堂

高岡市向野町四丁目12番地

株式会社クリシマ

議案第33号

財産の取得について

次のとおり財産を取得する。

令和7年3月3日提出

高岡市長 角 田 悠 紀

記

- | | | |
|---|--------|--------------------------------------|
| 1 | 取得する財産 | タブレット端末 |
| 2 | 取得の価格 | 663,565,210円 |
| 3 | 取得の相手方 | 富山市総曲輪一丁目5番24号
三谷産業株式会社 情報システム事業部 |

議案第34号

財産の処分について

次のとおり財産を売却する。

令和7年3月3日提出

高岡市長 角 田 悠 紀

記

- | | | |
|---|--------|-----------------|
| 1 | 売却する財産 | 土地 |
| | 地番 | 高岡市宮田町33番1外 |
| | 地目 | 宅地 |
| | 面積 | 13,739.00平方メートル |
| 2 | 売却の価格 | 100,000,000円 |
| 3 | 売却の相手方 | 高岡市宮田町9番16号 |
| | | 第一物産株式会社 |
| 4 | 売却の方法 | 随意契約 |

令和7年度当初予算案における主な事業（教育委員会所管分）

資料の見方：【新】新規事業

【強】「強い高岡」の構築に勇進する施策

【前】「高岡を前へ進める」ために勇進する施策

 ・国の「こども家庭庁」が取り組む「こどもまんなかアクション」への賛同を表すロゴマーク。高岡市も「こどもまんなか社会」の実現に向けて多様な事業に取り組んでいくことを表明するため、関連事業にロゴマークを表示。

（記載例）

事業名

R7予算

R6予算

◇高陵中学校区小中一貫校整備事業：1,205,280千円（1,045,574千円）

【前・新】文化財の魅力発信事業【文化財保護活用課】 1,000千円 (一)

- ・市内に数多くある文化財の魅力発信につなげるため、団体等が主催する文化財を活用したイベント開催等の新たな取組みに対し支援する。

◇文化財を活用した新たな取組みの例

文化財企画展示の拡充、住民と大学生等による座談会、まち歩きツアー開催、市内文化財や関連施設などを活用した賑わい創出イベント等

【強】文化財災害復旧事業【文化財保護活用課】 52,205千円 (一)

◇国宝及び重要文化財（建造物）災害復旧事業：9,267千円

- ・令和6年能登半島地震により被害を受けた国宝建造物である瑞龍寺及び勝興寺について、令和6年度に引き続き、土壁や漆喰等の修繕を支援する。

◇重要伝統的建造物群保存地区災害復旧事業：42,938千円

- ・令和6年能登半島地震により被害を受けた重要伝統的建造物群保存地区内の建造物について、令和6年度に引き続き、土蔵の土壁等の修繕を支援する。



学校再編関連【教育総務課】 2,638,215千円 (1,717,902千円)

◇高陵中学校区小中一貫校整備事業：1,205,280千円（1,045,574千円）

- ・高陵中学校の敷地に、高陵小学校を移転併設(令和8年4月予定)し、小中一貫校を整備する。令和7年度は校舎増築及び高陵中学校の一部改修を実施するとともに、体育館新築の実施設計を行う。

◇高岡西部中学校区小中一貫校整備事業：1,318,776千円（463,120千円）

- ・高岡西部小学校及び閉校後の西条小学校の校地に、高岡西部中学校を移転併設（令和9年4月移転予定）し、小中一貫校を整備する。令和7年度は校舎増築工事等を実施する。

◇伏木中学校区小中一貫校整備事業：46,660千円（45,898千円）

- ・伏木中学校区の小学校を再編統合し、現状伏木中学校の校地に、統合小学校の校舎を併設し小中一貫校を整備する。令和7年度は校舎増築及び伏木中学校の一部改修の実施設計を行う。

◇五位小学校整備事業：67,499千円（163,310千円）

- ・五位小学校にプールを整備する。

【新】学習専用端末の購入（端末の更新） 【教育総務課】 746,938千円 （一）

- ・ 1人1台端末の整備から5年が経過し、故障端末の増加やバッテリーの劣化が進むなどしており、学校現場における安定的なICT環境を維持するため、学習専用端末の一斉更新を行う。

【新】教育総合支援センター（仮称）整備事業 【学校教育課、教育センター】 343,473千円 （一）

- ・ 多様化する教育課題に対応し、こどもたちの健やかな成長と自立を支えるため、旧平米小学校の一部を活用し、総合的な支援を行う「(仮称)教育総合支援センター」を整備する。
- ・ 令和8年4月の供用開始（第1段階）に向け、改修等工事（第1期工事）を行う。また、第2段階の供用開始を目指し、増築工事（第2期工事）の実施設計を行う。

【前・新】市立学校体育館等空調環境調査事業 【教育総務課】 10,000千円 （一）

- ・ こどもたちの教育の場である学校体育館等における安全・安心な活動を確保するとともに、災害時における避難所としての環境改善を図ることも視野に入れ、空調環境の在り方を調査する。

【前・新】 民間施設等を活用したプール授業（実証実験）

【教育総務課】 

12,000千円 （一）

- ・ こどもたちが泳ぐ力を伸ばすことで、自分の命、身の安全を守る力を身に付けるプール授業の機会を確保するため、天候等に左右されない民間施設等の屋内プールを活用したプール授業の実証実験を行う。



【新】 竹平記念体育館サブアリーナ整備事業

【生涯学習・スポーツ課】

27,000千円 （一）

- ・ 東洋通信スポーツセンター（高岡市民体育館）が築60年以上経過する中、スポーツ環境の充実を目指し、竹平記念体育館にサブアリーナを併設するため、基本設計業務を実施する。



【前・新】アーバンスポーツトライアルプロジェクト【生涯学習・スポーツ課】

30,000千円 (一)

・オリンピックで正式種目に採用される等、人気が高まっているアーバンスポーツについて、市民ニーズを把握しながら、施設整備を検討していくため、アーバンスポーツトライアルプロジェクトを実施する。

＜アーバンスポーツトライアルプロジェクト＞

アーバンスポーツニーズ調査、仮設スケートパーク場設置、
アーバンスポーツ施設整備補助金、アーバンスポーツイベント開催補助金

スポーツコア・リフレッシュ事業【生涯学習・スポーツ課】 10,000千円 (325,000千円)

・スポーツコア内テニスコート（16面）の人工芝について、張替えの改修工事を実施するため、令和7年度は実施設計に着手する。また、スポーツコア全体について、市民ニーズを踏まえ、ポテンシャル向上につながる検討を進める。



【強】自治会公民館再建支援事業【生涯学習・スポーツ課】 30,890千円 (一)

- ・令和6年能登半島地震により被災した自治会公民館について、生涯学習や地域活動を維持・継続していくため、修繕や建替え等の復旧工事に対して支援する。

【前・新】公民館機能集約化事業【生涯学習・スポーツ課】 90,000千円 (一)

- ・令和8年度から公民館本館及び分館の公民館機能を分館側への集約を進めるため、牧野公民館分館及び東五位公民館分館について、公民館機能の仕様に必要な改修工事を実施する。

報告第 2 号

臨時代理の報告について

高岡市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成 17 年高岡市教育委員会規則第 8 号）第 4 条の規定に基づき、令和 7 年 2 月 20 日付けで下記事項について臨時代理したので第 6 条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 2 月 26 日提出

高岡市教育委員会教育長 近藤 智久

記

高岡市議会 3 月定例会に追加提出する議案に対する意見について

・令和 6 年度高岡市一般会計補正予算（第 11 号）

議案第39号

令和6年度高岡市一般会計補正予算（第11号）

令和6年度高岡市の一般会計の補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ181,605千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91,260,830千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和7年3月4日提出

高岡市長 角 田 悠 紀

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	既 定 額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 市 税		26,031,819	330,000	26,361,819
	1 市 民 税	10,333,377	210,000	10,543,377
	2 固 定 資 産 税	13,869,969	120,000	13,989,969
2 地 方 譲 与 税		626,400	60	626,460
	4 森 林 環 境 譲 与 税	34,400	60	34,460
11 地 方 交 付 税		11,757,102	401,038	12,158,140
	1 地 方 交 付 税	11,757,102	401,038	12,158,140
15 国 庫 支 出 金		15,166,495	△ 184,000	14,982,495
	1 国 庫 負 担 金	8,070,425	6,881	8,077,306
	2 国 庫 補 助 金	7,062,254	△ 190,881	6,871,373
16 県 支 出 金		5,909,943	△ 195,361	5,714,582
	1 県 負 担 金	3,441,222	△ 123,672	3,317,550
	2 県 補 助 金	2,036,877	△ 71,689	1,965,188
17 財 産 収 入		50,155	109,054	159,209
	1 財 産 運 用 収 入	24,095	9,054	33,149
	2 財 産 売 払 収 入	26,060	100,000	126,060
18 寄 附 金		561,296	△ 3,362	557,934
	1 寄 附 金	561,296	△ 3,362	557,934
19 繰 入 金		6,113,631	△ 442,167	5,671,464
	1 基 金 繰 入 金	6,028,367	△ 499,208	5,529,159
	2 特 別 会 計 繰 入 金	85,264	57,041	142,305
20 繰 越 金		1,508,803	17,908	1,526,711
	1 繰 越 金	1,508,803	17,908	1,526,711
21 諸 収 入		4,115,629	△ 431,875	3,683,754
	4 受 託 事 業 収 入	18,632	679	19,311
	5 雑 入	1,387,971	△ 432,554	955,417
22 市 債		10,894,147	217,100	11,111,247
	1 市 債	10,894,147	217,100	11,111,247
補 正 さ れ な か っ た 款 項 に 係 る 額		8,707,015	0	8,707,015
歳 入 合 計		91,442,435	△ 181,605	91,260,830

歳 出

款	項	既 定 額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総 務 費		8,711,585	236,631	8,948,216
	1 総 務 管 理 費	7,467,910	224,902	7,692,812
	3 戸籍住民基本台帳費	306,458	11,729	318,187
3 民 生 費		29,555,157	△ 725,121	28,830,036
	1 社 会 福 祉 費	11,264,328	△ 286,790	10,977,538
	2 児 童 福 祉 費	12,371,199	△ 335,810	12,035,389
	3 生 活 保 護 費	1,329,974	△ 1,424	1,328,550
	5 繰 出 金	4,589,450	△ 101,097	4,488,353
4 衛 生 費		8,088,672	397,598	8,486,270
	1 保 健 衛 生 費	2,041,040	△ 103,460	1,937,580
	2 環 境 衛 生 費	619,729	△ 59,968	559,761
	3 清 掃 費	4,232,478	200,037	4,432,515
	4 衛 生 企 業 費	1,195,425	360,989	1,556,414
5 労 働 費		89,095	0	89,095
	1 労 働 諸 費	89,095	0	89,095
6 農 林 水 産 業 費		1,034,998	10,178	1,045,176
	1 農 業 費	368,750	△ 64,544	304,206
	2 農 地 費	456,402	59,668	516,070
	3 林 業 費	199,616	15,054	214,670
7 商 工 費		5,836,283	26,413	5,862,696
	1 商 工 費	5,836,283	26,413	5,862,696
8 土 木 費		10,611,091	△ 105,252	10,505,839
	2 道 路 橋 り ょ う 費	3,609,182	△ 84,389	3,524,793
	3 河 川 費	277,163	0	277,163
	4 都 市 計 画 費	1,951,111	△ 4,864	1,946,247
	5 公 園 費	747,084	△ 4,960	742,124
	6 住 宅 費	692,691	△ 46,200	646,491
	7 土 木 企 業 費	2,167,703	28,537	2,196,240
	8 港 湾 費	0	6,624	6,624
9 消 防 費		4,926,535	△ 5,150	4,921,385
	1 消 防 費	4,926,535	△ 5,150	4,921,385

款	項	既 定 額	補 正 額	計
10 教 育 費		千円 7,409,425	千円 △ 16,902	千円 7,392,523
	1 教 育 総 務 費	1,039,738	△ 9,593	1,030,145
	2 小 学 校 費	2,327,712	△ 6,142	2,321,570
	3 中 学 校 費	1,318,905	△ 9,318	1,309,587
	4 特 別 支 援 学 校 費	47,722	0	47,722
	5 社 会 教 育 費	1,153,190	50,751	1,203,941
	6 保 健 体 育 費	1,522,158	△ 42,600	1,479,558
補 正 さ れ な か っ た 款 項 に 係 る 額		15,179,594	0	15,179,594
歳 出 合 計		91,442,435	△ 181,605	91,260,830

第 2 表 繰 越 明 許 費 補 正

追 加

款	項	事 業 名	金 額
2 総 務 費	1 総務管理費	電 子 入 札 制 度 運 営 事 業 費	千円 2,313
		庁 舎 施 設 維 持 管 理 費	6,000
		地 域 防 災 計 画 推 進 事 業 費	102,000
	3 戸籍住民基本台帳費	戸 籍 振 り 仮 名 記 載 事 業 費	11,729
3 民 生 費	1 社会福祉費	物 価 高 騰 対 応 重 点 支 援 給 付 金 給 付 事 業 費 (不 足 額 給 付)	14,872
	2 児童福祉費	公 立 保 育 所 施 設 補 修 費	23,045
4 衛 生 費	2 環境衛生費	脱 炭 素 先 行 地 域 推 進 事 業 費	23,840
		合 併 処 理 浄 化 槽 等 災 害 復 旧 事 業 費 補 助 金	11,528
	3 清 掃 費	高 岡 市 ス ト ッ ク ヤ ード 維 持 管 理 事 業 費	5,049
		埋 立 処 分 場 管 理 事 業 費	8,470
		公 費 解 体 事 業 費	2,167,093

款	項	事業名	金額 千円
6 農林水産業費	2 農 地 費	かんがい排水事業費	72,313
		経営体育成基盤整備事業費	54,684
		県営農村地域防災減災事業費	15,968
		市単独農業土木事業費	4,075
		県単独農業土木事業費	11,709
	3 林 業 費	県単林道整備事業費	39,150
		農山漁村地域整備交付金事業費	9,970
7 商 工 費	1 商 工 費	観光宣伝事業費	2,805
		地場産業対策事業費	3,170
8 土 木 費	1 土木管理費	木造住宅耐震改修支援事業費	50,400
		液状化被害宅地復旧支援事業費	92,912
	2 道路橋りょう費	除雪事業費	29,345
	3 河 川 費	市単独準用河川整備事業費	9,442
		用排水路整備事業費	15,257
	4 都市計画費	地籍調査事業費	5,000
		まちなか暮らし・あんしん共創事業費	120
	5 公 園 費	都市公園等管理費	3,000
		高岡古城公園維持管理事業費	8,500
10 教 育 費	2 小 学 校 費	小学校施設営繕費	5,440
		五位中学校区統合小学校整備事業費	5,600

款	項	事業名	金額 千円
10 教育費	5 社会教育費	史跡災害復旧事業費	50,751
		国宝及び重要文化財(建造物)災害復旧事業費	3,134
11 災害復旧費	1 農林水産施設 災害復旧費	市単独農地災害復旧事業費	27,312
	2 土木施設 災害復旧費	国補助土木施設災害復旧事業費	83,000
		市単独土木施設災害復旧事業費	32,524

変更

款	項	事業名	補正前 金額 千円	補正後 金額 千円
			金額	金額
7 商工費	1 商工費	ものづくり持続的成長推進事業費	5,000	32,500
8 土木費	2 道路橋りょう費	消雪施設整備事業費	20,000	51,727
		道路メンテナンス事業費	44,000	243,194
	3 河川費	国補助準用河川整備事業費	18,000	33,867
	5 公園費	高岡おとぎの森公園魅力向上事業費	97,000	195,000

第 3 表 債務負担行為補正

追加

事項	期間	限度額
高岡御車山会館管理業務委託	令和7年度から 令和11年度まで	205,700 千円
市営住宅等管理業務委託	令和7年度から 令和11年度まで	196,500 千円

第 4 表 地 方 債 補 正

追 加

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
歳 入 欠 かん 債	千円 5,000	普通貸借 又 は 証券発行	3.0以内 ただし、利率見直し方式 で借り入れる資金につい て、利率の見直しを行っ た後においては、当該見 直し後の利率	借入れ先の融通条件に よる。ただし、市財政の都 合により据置期間及び償 還期限を短縮し、若しくは 繰上償還し、又は借り換 えることができる。

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
総 務 管 理 債	千円 225,900	普通貸借 又 は 証券発行	3.0以内 ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる資金につ いて、利率 の見直しを 行っただけ においては、 当該見直し 後の利率	借入れ先 の融通条件 による。た だし、市財 政の都合に よる。据置 期間及び償 還期限を短 縮し、若し しくは繰上 償還し、又 は借り換え ることができる。	千円 237,100	同 左	同 左	同 左
児 童 福 祉 債	44,600				35,700			
社 会 福 祉 債	24,300				25,400			
清 掃 債	1,252,300				1,340,900			
農 地 債	76,400				141,400			
林 業 債	41,000				40,400			
商 工 債	11,200				18,900			
道 路 橋 り ょ う 債	715,000				696,700			
河 川 債	217,600				229,000			
都 市 計 画 債	313,200				353,600			

公 園 債	167,100			160,400		
住 宅 債	86,200			104,700		
消 防 債	1,555,500			1,550,400		
小 学 校 債	807,500			812,100		
中 学 校 債	676,100			678,500		
特別支援学校債	4,000			4,800		

（款）10 教育費

（項）1 教育総務費

（単位：千円）

目	補 正 前	補 正 額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
2 事務局費	663,722	△10,000	653,722	0	0	0	△10,000	2 給料	△5,000	臨時的任用職員給与費 △10,000
								3 職員手当等	△5,000	
3 指導調査費	295,743	407	296,150	0	0	407	0	24 積立金	407	学校教育振興会事業費補助金 407
								財産収 407		
計	1,039,738	△9,593	1,030,145	0	0	407	△10,000			

（項）2 小学校費

1 学校管理費	1,230,549	△2,849	1,227,700	0	0	0	△2,849	12 委託料	△2,849	小学校施設営繕費 △2,849
2 教育振興費	49,093	△1,000	48,093	0	0	0	△1,000	19 扶助費	△1,000	小学校就学援助事業費 △1,000
3 小学校建設費	1,048,070	△2,293	1,045,777	0	0	0	△2,293	12 委託料	△2,293	五位中学校区統合小学校整備事業費 △2,293
計	2,327,712	△6,142	2,321,570	0	0	0	△6,142			

（項）3 中学校費

1 学校管理費	412,584	△2,318	410,266	0	0	0	△2,318	14 工事請負費	△2,318	中学校施設営繕費 △2,318
2 教育振興費	58,975	△7,000	51,975	0	0	0	△7,000	19 扶助費	△7,000	中学校就学援助事業費 △7,000
計	1,318,905	△9,318	1,309,587	0	0	0	△9,318			

(項) 4 特別支援学校費

(単位：千円)

目	補 正 前	補 正 額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 学校管理費	39,917	0	39,917	0	800	0	△800			
					地方債 800					
計	47,722	0	47,722	0	800	0	△800			

(項) 5 社会教育費

2 文化財保護費	185,186	50,751	235,937	50,268	0	0	483	7 報償費	80	史跡災害復旧事業費 50,751
								8 旅費	2,130	
				41,398				10 需用費	296	
				8,870				12 委託料	43,185	
								14 工事請負費	5,060	
計	1,153,190	50,751	1,203,941	50,268	0	0	483			

(項) 6 保健体育費

3 体育施設費	796,192	△29,100	767,092	△15,000	0	△9,600	△4,500	14 工事請負費	△29,100	体育施設改修等整備事業費 △29,100
				県 △15,000		諸収入 △9,600				
4 保健給食費	433,281	△13,500	419,781	0	0	0	△13,500	10 需用費	△2,000	教職員健康診断費 △500
								12 委託料	△1,500	要・準要保護児童生徒援護費 △10,000
								19 扶助費	△10,000	保健管理指導費 △3,000

(項) 6 保健体育費

(単位：千円)

目	補 正 前	補 正 額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
計	1, 522, 158	△42, 600	1, 479, 558	△15, 000	0	△9, 600	△18, 000			

令和7年3月補正予算案の概要（教育委員会）

【補正予算】

単位：千円

担当課名	事務事業名	補正理由	補正前 予算額	補正額	内訳	備 考 (財源等)
教育総務課	臨時的任用職員給与費	産育休等代替職員の給与費に係る不用額について減額するもの。	32,774	▲10,000	給料 ▲5,000 職員手当等 ▲5,000	
教育総務課	小学校施設営繕費	入札差金による不用額について減額するもの。	137,006	▲2,849	業務委託料 ▲2,849	
教育総務課	中学校施設営繕費	入札差金による不用額について減額するもの。	94,124	▲2,318	工事請負費 ▲2,318	
教育総務課	五位中学校区統合小学校整備事業費	確定測量委託料不用見込み分について減額するもの。	163,310	▲2,293	業務委託料 ▲2,293	
学校教育課	学校教育振興会事業費補助金	学校教育振興基金へ利子を積み立てるもの。	250	407	積立金 407	その他 407
学校教育課	小学校就学援助事業費	扶助費について不用額を減額するもの。	31,970	▲1,000	扶助費 ▲1,000	
学校教育課	中学校就学援助事業費	扶助費について不用額を減額するもの。	46,341	▲7,000	扶助費 ▲7,000	
学校教育課	教職員健康診断費	業務委託料について不用額を減額するもの。	7,610	▲500	業務委託料 ▲500	
学校教育課	要・準要保護児童生徒援護費	扶助費について不用額を減額するもの。	84,077	▲10,000	扶助費 ▲10,000	
学校教育課	保健管理指導費	不用額について減額するもの。	40,829	▲3,000	医薬材料費 ▲2,000 業務委託料 ▲1,000	
生涯学習・スポーツ課	体育施設改修等整備事業費	スポーツコア イベント広場人工芝改修工事に係る入札差金を減額するもの。	532,723	▲29,100	工事請負費 ▲29,100	国庫支出金 ▲15,000 その他 ▲9,600
文化財保護活用課	史跡災害復旧事業費	令和6年1月1日に発生した能登半島地震によって被害を受けた、史跡の災害復旧を行うもの。 ・国史跡 加賀藩主前田家墓所（前田利長墓所） ・国史跡 桜谷古墳	6,981	50,751	需用費等 2,506 委託料 43,185 工事請負費 5,060	国庫支出金 35,524 県支出金 7,612
計			1,177,995	▲16,902		